



明治元年 矢吹村免定之事（本町 熊田俊一郎）

村長から初代町長となつた大谷知房は、町会の議決を得て三十七年四月に町名改称に功勞があつたとして議員小針鎮平に木杯を贈呈し、感謝状を送つてゐる。西白河郡で白河町と並んで町となつた矢吹は、それからしばらくの間県南の中心都市として繁榮することになる。

（藤田 正雄）

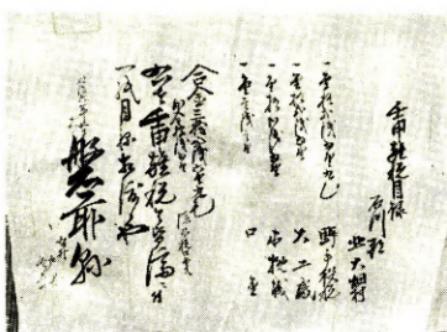
## 五 租税制度の変遷

### (一) 明治初年の税制

#### 明治初年の税制

明治政府になつてからも、租税は旧幕藩時代の租税制度を継承し、旧来どおりの年貢割付状（○御年貢可納割附之事○貢税可納割附之事）と皆済目録（○御年貢皆済目録・○租税皆済目録）を村々に下付した。

明治二年（一八六九）八月十八日白河民政局より白河県が成立すると、十月に管下の検見のため巡回しているがその方法は従前のことおりであつた（資料編Ⅱ5-198）。明治元年・二年は戊辰の戦と凶作のため作柄が悪く、ことに二年は天候が不順で七月十三日の大雨洪水の被害などもあり、石川郡浅川町組四八カ村庄屋は連印して減免の歎願書を出している（資料編Ⅱ5-199）。ま



明治6年 大畑村雜稅皆済目録  
(大畑 青木政義蔵)



明治2年 大畑村  
入用帳  
(大畑 青木政義蔵)

た矢吹村でも戊辰の兵火で難波しているので減免を明治四年まで願出ている（『矢吹町史』3卷5—100）。

第10表は須乗村の場合の慶應二年（一八六六）と明治元年（一八六八）から明治八年（一八七四）までの租税をまとめたものであるが、元年・二年の本途物成（本年貢）は例年より低くなっている。

旧態のままの税制は、行政機構の整理統合の中でしだいに

統一整理されていく。明治四年七月二十四日太政官布告第三六七号によつて「今船藩を廃し県を置かれ候に付ては、租税の儀は一般の法則に引き直す可き處、因襲の久しき、一時に引き直し候ては、却て民情に悖り候儀もこれあるべきにつき、當末年は悉皆旧慣により申す可く」と公布し、四年の租税は従来どおりとしたが、五年から改廃がおこなわれている。

租税のうち高掛り三役（伝馬宿入用・六尺給米・蔵前入用）は四年七月二十七日に廃止したが、白河県では五年から廃止された。五年八月十二日の太政官布告で租税はすべて円・銭・厘の金納とすることになり（『矢吹町史』3卷5—102）、六年の年貢から実施されている。さらに六年六月十五日石高の称を廃止し石高（収穫高）に対する課税から反別（面積）に対する課税に改正した。しかし当分の間その額はかわることはなかつた。

また小物成（雜稅）運上水・冥加水（營業稅）などもだんだん整理されて、明治八年（一八七五）二月二十日の太政官布告第二三号によつて全面的に廃止となつた。別表中空らんの部分は廃止された税目である。

明治六年（一八七三）七月二十八日地租改正条例が公布されると福島県は明

第10表 須乘村御年貢変遷

第一章 明治期の矢吹

本 村 高 度	年 度	辛未皆済 明治五年三月 元年三月 白河縣厅						
柿漆下藤萱薪桑糖 刈物 波日雇 代代代代代代成	小二升 米出 代口 永米 永米 永米	鷹 餌 代 代 代 代	口本途 永米 永青 米定 代米代 石方納 永代米代 方成	本 村 高 度	年 度	辛未皆済 明治五年三月 元年三月 白河縣厅		
廢 止分	三升三分合 文六分合 止	廢 止止	二石六斗七升二合 六貫三斗三升六合 六貫三斗四合五勺 九石七斗三升四合 二貫六斗文三分合	三石九斗三升七合 三石六升一合 七石八斗七升一合	(西町四反三畝三步)	明治五年 (一七八一)	明治五年 (一七八一)	壬申貢稅皆済目錄 明治六年十二月 福島縣參事山吉盛典 安場保和
雜稅三文七分	三升三分合 文九分合 止	正租出 目米七斗七升九合 一貫六斗文五分合	代永六貫 石六斗七升二合 七斗七升九合 一貫六斗文五分合	代永七石八斗七升一合 正租七石八斗七升一合 七斗七升九合 一貫六斗文五分合	(西町四反三畝三步)	明治六年 (一七八一)	明治六年 (一七八一)	癸酉割賦帳 明治六年十二月 福島縣令安場保和
添木稅三錢一厘	三升三分合 文九分合 止	正租出 目米七斗七升九合 一貫六斗文五分合	代永六貫 石六斗七升二合 七斗七升九合 一貫六斗文五分合	代永七石八斗七升一合 正租七石八斗七升一合 七斗七升九合 一貫六斗文五分合	(西町四反三畝三步)	明治七年 (一七八二)	明治七年 (一七八二)	甲戌割賦帳 明治九年二月 福島縣令安場保和
添木稅三錢一厘	三升三分合 文九分合 止	正租出 目米七斗七升九合 一貫六斗文五分合	代永六貫 石六斗七升二合 七斗七升九合 一貫六斗文五分合	代永七石八斗七升一合 正租七石八斗七升一合 七斗七升九合 一貫六斗文五分合	(西町四反三畝三步)	明治八年 (一七八三)	明治八年 (一七八三)	乙亥地租割賦帳 明治九年二月 福島縣參事山吉盛典

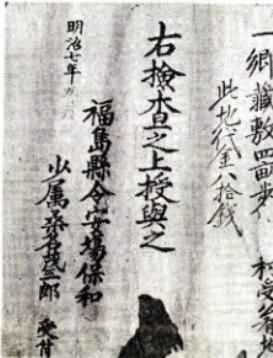
第一章 明治期の矢吹

## 地券之證

奉承國は河野兼家村内

同上

地券之証（須秉 酒井正敏藏）



治九年から地租改正を実施するが、雑税整理と地租改正による新しい税制がで  
きあがり、地租と営業税・消費税とからなる国税の体系がととのえられた。  
王申地券 明治政府は廢藩置縣によって農民の支配と租税の徴収を中  
心集権化したが、内容は旧幕藩時代の物納年貢を継続して正  
確な予算がたてられず、さらに旧藩各地の租税制度がまちまちであり、さらに  
租税をめぐる農民との争いなどがおこり、近代的政治体制の確立ができなかつ  
た。そこで土地制度や租税制度の根本的な改革が必要となつてくる。

政府は明治五年二月十五日、太政官布告第五〇号をもつて田畠の永代売買禁  
令を解き、二月二十四日大藏省達第二五号を公布して〔地券渡方規則〕、從

來の農民保有地に土地私有権を認め、土地売買譲渡に際しては田畠・石高・地  
価・持主が記載された地券の交付を必ずうけることを命じた。これによつて福島縣は六年一月に〔福島縣地券取調規則〕  
を県下に布達し、二月に県庁に地券掛をおき、三月に地券交付の台帳とするための地検帳・名寄帳の調整を開始した。各  
村は田畠反別改帳・地券取調帳・耕地順番帳・収穫金井地価取調帳・一筆限書上帳・而地一筆限地価取調帳などを作製し  
て地券交付を県に願い出た。地券には土地所在の村名・持主・反別・地価が記載され、一筆ごとに、県令名で所有者に交付  
された。このようにして土地の私有権が公的に認められた。この地券は農民の土地所有を確認するためのものであつた  
から租税とは関係がなかつた。この地券を一般に壬申地券といつてゐる（明治五年は壬申の年）。

土地の私有制が確立すると從来繩替（耕作条件と年貢負担の均分化をはかるため、耕地を五年ごとに再分配する制）の  
おこなわれていた地域も定持となるため固定して分担し、その後の争論をなくするため議定書のとりかわしをおこなつて  
いる（『矢吹町史』3巻）。

（資料編Ⅱ5-107）

## (二) 地租改正と税制の整備

## 地租改正

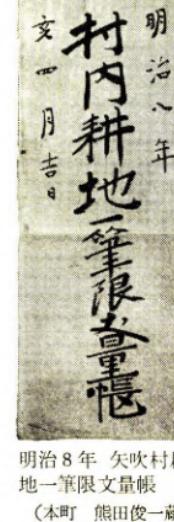
壬申地券が交付されるようになつても地租の賦課方法は従前どおりであった。

政府は国家財政を確立し近代国家の建設をはかるため、明治六年七月に地租改正条例を公布した。この時期は壬申地券の調査の作業中であつたため、各県のとりくみと実施期はかなりおくればらばらになる。磐前県は六年六月から八年五月にかけてその作業がおこなわれ、福島県は九年一月から十年二月ころになる。

地租改正条例は、(1)田畠を丈量(実測)して地価を定める、(2)地租は地価に課税し税率は地価の百分の三とする、(3)納税は金納とする、(4)納税者は土地所有者とする、という内容のものであつた。

各村では県の指示にしたがつて地租改正惣代人の選出、地租改正事務取扱所の設置、人足の手配、入用費の賦課、係の選定などをおこない実測を開始した。六尺平方を一坪、三〇〇坪を一反とする単位とし、(白河藩の検地は六尺三寸竿を使用していた)杭を立て一筆ごとに実測して土地の地位・反別持主を文量野取帳に記入し、字ごとに地図を作成し、丈量帳と字限図に清書して県に提出した。『矢吹町史』第三巻資料編Ⅱ第五編資料番号一〇八・一〇九は、中烟村・中烟新田村の地租改正調査の際の調査料や人足などの記録である。

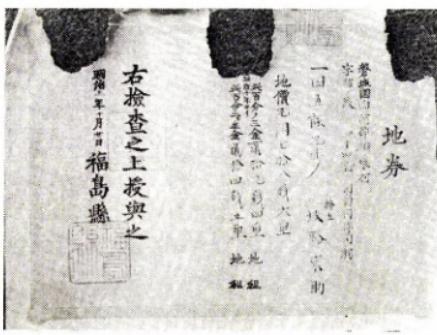
面積が確定すると地価を決定し、その地価に對して地租を賦課するため地価の決定が必要となる。地価の決定は福島県は地租改正人民心得書第三章地価之事(『矢吹町史』3巻(資料編Ⅱ5-1-105))によつて算出された。その基礎となるのは収穫量と米価である



明治8年 矢吹町耕  
地一筆限量帳  
(本町 熊田俊一歳)

が、収穫量は平年作柄を標準とし、地位等級をきめ、一等から九等と等外の一〇段階に分け、地域により若干の違いがあるが、一等田地の反収は米一石五斗、畑地は麦一石五斗七升、九等田地で米九斗五升五合、畑地麦一石七升等外田地米三斗三升五合、畑地麦三斗くらいになつてゐる。また宅地についても、それぞ

## 地券



明治11年 地券(須賀正敏)

れの等級ごとに金銭で地位がきめられた。

地価を算定するためには収穫量を米価による代金に換算することになっていたので、米価を決めなければならない。米価は自由価格であったのでその年月によって変動する。そこで、明治三年より七年までの五年間の平均相場を米価として統一した。

福島県では伊達郡は桑折、信夫郡は福島、安達郡は二本松と本宮、安積郡は郡山、岩瀬郡は須賀川、白河郡は白河の米価を調査して別表の地価算出のための価格表がつくられた。

この価格表は農家から売られるいわゆる庭先相場ではなく、運送費・手数料などが加わった取引相場で、さらにそれをもとにして県と政府が協議して決定したものである。

地租の決定にあたっての地価は収穫量とその代金で決定されたのではなく、種子肥料代・地方費・利子率などの算定方式によつて算出されたが、ここでは省略する。

この地租改正によつて交付された地券は、全国統一の記載様式で村名、字、番地、持主、地種、反別、地価、地租が記入され、土地の売買譲渡に際してはその理由を地券の裏面に記し、地券の移転によつて土地所有権の移転の証とした。これによつて壬申地券は廃止された。

福島県の地租改正は政府の認可を得て明治九年より新税となり、地価の一〇〇分の三が徵収された(『矢吹町史』5卷)。これらの税は村ごとにまとめて納入するが、

第11表 地価算定米麦豆価	
伊達信夫	安達
一円九錢	一円六錢
四円三錢	三円五錢
米	一円六錢
麦	一円五錢
豆	一円三錢
一円七錢	一円二錢
三円七錢	三円一錢
米	一円七錢
豆	一円三錢
一円七錢	一円二錢
三円七錢	三円一錢
(九年 三月六日制定)	
（元年二月七日改定）	
（元年二月七日改定）	

（元年二月七日改定）

（福島県布達より作表）

各村では地租税金取立帳をつくり、各家ごとに徵収した。なお山林原野は明治十四年より新税が施行された。

明治十年以降の地租は次城・三重・岐阜・愛知・堺などの各県におこった地租改正反対一揆などもあり、税率が地価の一〇〇分の二分五厘に引下げられた。

### 府県税の新設

明治八年（一八七五）二月太政官布告第二三号によつて政府は雜税を全面的に廃止した。そして同年九月に從來の租税を国税と府県税の二つに分けることとした（太政官布告第一四〇号）。國税は地租と一部營業税・消費税を内容とし國の費用にあてるものとされ、府県税は府県の費用にあてるもので、「營業取締」名義の營業税と民費・賦金などであった。

福島県は政府の認可を得て八年十二月に「福島県税則」を制定し九年一月より施行して福島県税を新設した。ついで統合された福島県の成立により十二月二十八日に「福島県税則」が制定され、翌十年一月より施行された。この税制によつて濁酒鹽稅・諸興行稅・質屋稅・料理屋稅・旅宿屋稅・菓子商稅・魚商稅・古着古道商稅・諸芸人稅・雜科稅・諸職人營業免許稅・諸商營業免許稅・水車營業免許稅・川漁營業稅が課せられることになり、土木費・勸業費・教育費・衛生費・警察費・県稅徵取諸費・雜費などの県経費にあてられた。

民費は從來の村入用費にあたるものと県庁營繕費などを合わせて町村の税とし、布告布達入費・区戸長給料・病院費・警察費などの費用にあてた。賦金は貸座敷・娼妓・芸妓・飯盛などの營業に賦課し、地方の道路・橋・病院などの費用にあてた。

明治十二年六月十三日「福島県税則」を廃止し、「地方稅規則」が施行されると「地方稅」となり、地価割・戸數割によって警察費・県会費・郡戸舎營繕費・管理諸達費・郡吏員給料及職務取扱費の費用を徵収することにより、各戸ごと地価を基準として賦課した（『矢吹町史』3巻）。

## (三) 地方三新法下の税制

**地 方 稅** 明治十一年（一八七八）七月二十二日に公布された「郡区町村編制法」「府県会規則」「地方税規則」の三つの太政官布告によつて地方制度に関する新しい法律がつくられ、いわゆる地方三新法の体制がつくられていく。「地方税規則」は地方税の根本にふれる規定として一つの両期をなすものであり、地租改正、雑税廃止に応じてつくられた租税体系で、従来の府県税・民費にかわるものとしてととのえられた。

地方税の年度は其年七月より翌年六月までとし、地租割税・戸数割税・営業税・雜種税として課税し、税額は県会の決議によるとし、支出すべき費用は警察費・河港道路堤防橋梁建築修繕費・県会議諸費・流行病予防費・学校費・郡庁舎建築修繕費・郡吏貞給料旅費・中諸費・病院諸費・浦役場難破船諸費・管内限り諸達書諸費・勧業費・戸長以下給料職務取扱諸費など、府県にかかわる経費に限定された。

これによつて従来民費といわれてきたものは除外され、町村にかかわる費用と負担は任意の協議費となつた。

地方税のうち地租割税は地租（福島県は十二年度より十四年度まで地価）に税率をかけて算出し、戸数割税は前年度の戸数に税率をかけて算出した。県は毎年県会で税率を決議して、郡長に示達し、郡長は税率を半分にして前期と後期の税率とし、村全体の地租と戸数に税率をかけて村の賦課額を算出して戸長に示達する。地租割税はそのまま村ごとに徵收されるが、戸数割税の賦課方法は毎年村会の決議で各戸の等差を定め、それによる各級ごとの税率を定めた。この等差による課税方式はその後もながく採用され、貧富等差・各戸等級の決定は村会の重要な仕事となつた。

**村 稅** 町村にかかわる費用は地方税の枠外と規定され、村税は村民の協議にまかせられた。村税は村費（戸長役場費・村会費）と村協議費（道路費・橋梁費・堰費・人足費・消防費・村社祭礼費）に分かれ、

そのほかに学校費とか入会地費などの費目を別に設定する場合もあつた。これらの費用の徵収は、半期ごとに支出した総額を戸数割・地価割・地租割・反別割・営業割などによつて村民に割付

けることとし、村委会の議決を経て各戸ごとに徵収した。

地方税が整理されそれにもなつて国税も整理され、地租税を基幹としそれに一部の營業税・消費税によるものとされた。

その税目は地租税・会社税・鉱山税・酒造税・鷹麴税・菓子税・煙草税・壳菓税・船税車税・牛馬売買免許税・銃彈税・度量衡税・版權免許税・証券印紙税・訴訟野紙諸税と訴訟用印紙税（十六年から）・醤油税（十八年から）・所得税（二十年から）の一九種目であつたがその大部分は地租税であつた。

#### （四）町村制下の税制

明治二十一年四月、「村制町村制」の公布および明治二十三年五月の「府県制」の公布は、近代的地方制度が確立する画期となつた。それと同時に租税体系が整理されて国税、府県税、市町村税が制度化される。

市町村税については「市制町村制」第四章第一款で次のように規定した。市町村財政は不動産や積立金穀などをもつて市町村の基本財産とし、この基本財産より市町村の経費と国政委任事務の経費を支出し、その不足が生じた場合に市町村税を賦課徵収することとした。しかし実際には財源の大部分を市町村税に依存するようになった。市町村長は年度前に歳入出予算表を作成して市町村議会に提出し、議決を経て市町村税を賦課徵収することになった。

明治二十四年度の矢吹村の歳入予算をみると、授業料一七円四八錢、国税交付金九円、地方税交付金五一円四一錢三厘、繰越金三五錢七厘で村税以外の収入一七八円二五錢に対し、村税収入は九五一円一七錢一厘となつてゐる。村税の内訳は、地租割地租一円につき一二錢で一二七円九八錢、營業税割一円につき一五錢七四円九二錢五厘、戸別割一戸につき二円四〇錢で統計で七四八円二六錢六厘となつてゐる（『矢吹町史』5—179）。

市町村税の賦課徵収方法は、地価割・反別割・戸別割・家屋割・營業割・地租稅割・所得稅割・戸數稅割・家屋稅割・

営業税割・雑種税割などで、国税・府県税などを基礎として算出して徵収額を決定した。

### 府 県 国 稅

「府県制」の公布によりその第四章で府県税を規定したが、従来の地方税を改称した内容であった。福島県の「府県制」の施行は明治三十一年であるので、それまでは地方税として賦課し、三十一年度以降は県税として賦課したが、その内容に大きな変化はなかつた。

明治三十年一月「営業税法」が施行され、府県税の営業税・雑種税のうち国税の営業税に移つたものがあるが、その他は地租割・戸数割・家屋税・営業税・雑種税・営業税割（三十年から四十年まで）所得税割（四十一年以後）で賦課徵收した。

国税は直接税と間接税があり、直接税として、地租税（十七年三月）・所得税（二十年三月）・鉱業税（二十三年九月）・銃獵税（二十五年十月）・営業税（二十九年三月）・登録税（二十九年三月）・通行税（三十八年一月）・相続税（三十八年一月）などで、間接税は醤油税（二十一年六月）・取引所税（二十六年三月）・酒造税（二十九年三月）・印紙税（三十二年三月）・砂糖消費税（三十四年三月）・織物消費税（三十七年四月）・壳菜税（三十八年五月）・石油消費税（四十一年三月）などで、税率はそれぞれ定められ改定が加えられている。日露戦争になると国税は増税されてくる。

（阿部常三郎・藤田正雄）

## 六 矢吹が原と農業

### (一) 士族開墾

### 矢吹が原

かつて東京から東北本線で北に向う旅人は、白河駅を過ぎると急に東北地方に来た実感を味つたといふ。これが矢吹が原である。荒涼とした森林と草原がどこまでも続き、草屋根の農家がその間に点在



矢吹が原の面影

している。人気のない沼沢には白鷺が舞いおりている。「奥の細道」で芭蕉は、「とかくして越え行くままに、阿武隈川を渡る。左に会津根高く、右に岩城・相馬・三春の庄、常陸・下野の地をさかひて山連なる。」と描写している。

西は東北本線、東は阿武隈川、北は須賀川市と岩瀬郡鏡石町の境界、南は西白河郡泉崎村と中島村に囲まれた地域は、中世、行方野と呼ばれ、不毛の地として放置されていた。

近世になって、白河藩領のほか、幕府領、旗本領が錯綜し、所領間の境界が明確でないまま、地域住民の薪炭、採草の入会地となっていたが、そのため、各村の境界争いの論地沙汰も稀ではなかった。当時は、この広大な原野を、北から、六軒原・藤沼原・西原・南原・三城目原・八幡原・滑津原と呼び、約六〇〇ヘクタールに及ぶ全地域の統一的な名称はなかった。これを矢吹が原と呼ぶようになるのは明治時代中期からで、この未開拓地が政府要路の関心を惹き、士族開墾・御料地・御獵場が開設されるに及んで、その中心にあたる矢吹村の名をとつて矢吹が原と総称されるようになる。

以後、矢吹が原は、御料地・御獵場など他町村では滅多に経験できない体験の過程を経て第二次世界大戦を迎えるのだが、戦後の矢吹が原開拓も、これら戦前の経過を抜きにしては、その全貌を語ることができない。むしろ、近代以降の矢吹町の歴史は、矢吹が原の変遷の過程そのものといってよいかも知れない。次に、士族開墾・岩瀬御料地・岩瀬御獵場と、この地域の農業についてその概略を述べる。

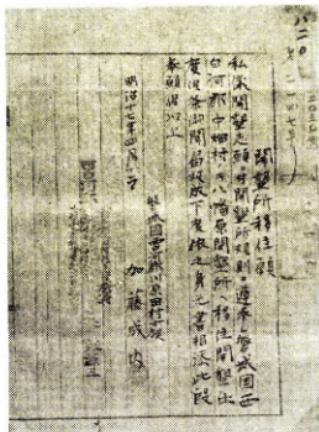
**中条政恒** 矢吹が原開拓の歴史を考える時、明治初年、安積原野開墾に奔走した中条政恒の存在を見逃すことはできない。彼が福島県に来なかつたら、矢吹が原は多分現在とは違つた運命を辿つていたかも知れない。旧米沢藩士中条政恒が県典事

として福島県に招かれたのは明治四年であるが、彼はその年に、上司の県令安場保和に大槻原開拓を進言している。さらに翌明治五年には、時の大蔵大輔井上馨に開拓資金貸与稟請書を提出している。この稟請に対して計一万五、八〇〇円の貸付が認められたが、この結果実施されたのが大槻原の開拓である。このとき、まだ中条の頭のなかには安積疎水の構想は胚胎していない。郡山の相楽半左衛門から、大槻原の開拓には猪苗代湖からの疎水が不可欠であることを説かれたのはそのあとである。同じ頃、須賀川の小林久敬が安場県令に面接し、永年温めてきた中通り地区の農業用水としての猪苗代湖疎水を建言している。中条政恒の優れているのは、事の是非を決するのに、周到な実証、体験を先行させることである。翌明治八年、中条は猪苗代湖疎水案の導入口に当る三森峠から湖岸の舟津・中野地域一帯を調査し、明治十年には別途水源の可能性を求めて、阿武隈川上流を始め、石川・岩瀬両郡をくまなく歩いてから遠く会津地方に踏み入り、中山峠から檜枝岐を通って燧岳に至っている。

一方、明治天皇の第一回東北巡幸は、明治九年六月のことである。政府は巡幸前に天覧に供するため、関係各県に管内の民情報告等の調製を指令している。さらに参議兼内務卿の大久保利通が「奥羽地方吏治ノ良否・民生ノ利病ヲ按検スルタメ」(『明治天皇紀』)先発を命じられて東北に向った。五月九日だから、巡幸に先立つこと十数日前ということになる。中条政恒はその大久保が福島市郊外半田鉱山視察の機会をとらえて面接し、旧士族授産のための大規模開墾と、猪苗代湖疎水について進言し、その同意を得ている。その後の大久保の行動に徴してみても、この時の中条政恒の進言は強く大久保を魅了したものと思われる。中条政恒はさらに、巡幸の際桑野開墾に関して明治天皇に次のように奉答している。

近日、本州曠野ノ數ヲ算シテ内務省ニ出セシニ、伊達・安積・岩瀬・白河ノ四郡ニ於テ、該地ノ如キモノ二十余余ヲ得タリ。肥瘠便否、一ナラズト雖モ、牧畜ノ業ハ必ス其ノ適センコトヲ知ル。之ヲ捨ツルハ惜ム可キナリ(明治天皇御巡幸錄)。

**士族開墾** 中条政恒の脳裡に矢吹が原が存在していたことは、前年の実地探索の体験もさることながら、前の文章除のなかにも明瞭に窺える。大久保利通は、その年、下僚の南一郎平と高畠千畝を東北地方に派遣して、大規模開墾に適する原野団地を調査させている。両名は、栃木県の那須野が原から青森県三本木原に至るまでの各原



明治17年開墾所移住願  
(八幡町 加藤延蔵)

野を涉獵し、その結果を大久保に復命したが、当面の開拓適地として安積原野を推薦している。物情いまだ騒然としている明治初年にあって、没落旧士族に安住の地を与えて社会不安を解消するのは当時の政府要路の最大関心事の一つであった。旧士族授産の適策として旧士族による開墾事業を説き、その適地として安積原野を大久保始め一或いは明治天皇を含めて一政府高官の脳裡に焼きつけさせたのは中条政恒である。そしてこれに関連して大規模開墾の適地として矢吹が原の存在が政府各部内に浸透したこと、ほぼ疑いを容れないことであろう。特に、この巡幸の経路で最初にして最大の原野は矢吹が原である。この巡幸の結果矢吹が原に実現するのは、明治十三年に始まる宮内省御開墾所の開設であり、明治十五年の八幡原・十軒原の士族開墾である。

明治十一年、大久保利道は太政大臣三条実美に没落した華士族対策として原野開墾実施を稟請している。これと氣脈を通じて福島県では、明治十三年、殖民所地所処分規則を作つて、管内・管外を問わず旧士族に対する授産事業としてのいわゆる士族開墾に踏み切つた。この規則はのちに改正され、明治十七年、福島県開墾所規則となる。その第一条に「コノ規則ハ、士族授産ノ為、五百戸ヲ限ツテ移住開墾者ヲ取り扱フヘキ為設ケルモノトス」とあり、旧士族のため開放された官有原野は開墾所と呼ばれるが、矢吹が原の八幡原・十軒原のほか、岩瀬郡の吉美根原など四十数原野が含まれている。

### 矢吹が原 入植者の苦闘

八幡原・十軒原は、矢吹が原の西南に位置し、そのうち八幡原は旧矢吹・中畑・三神三村にまたがり、面積は四二五町歩、十軒原は旧中畑・川崎村(現泉崎村)にあたり、面積は五六〇町歩である。明治十五年この八幡原に三家族、十軒原に二家族が士族開墾として入植したが、その氏名・旧藩名は次のとおりである。

八幡原 古川 甚吾 高田藩(釜子陣屋)

遠藤 信道 同 (同)

八幡原 加藤 成内 高田藩（釜子陣屋）  
十軒原 草野新太郎 同 （ 同 ）

武藤伊左美 二本松藩

古川・遠藤・加藤・草野<sup>(注1)</sup>は、藩籍奉還の際、生まれ故郷の新潟県高田に戻らず土着の道を選んだ。一同は最初吉子川（現中島村）に落着き、士族開墾受入れとともに開墾所に入っている。八幡原に入植した古川甚吾は水利を求めて五本松に居を定めたがやはり水不足で、天水を溜めて水田を開いたが望ましい結果は得られず、その後長い苦闘の生活を続けなければならなかつた。高燥の地を選んで稻荷金に入った加藤成内は、最初から水田作りを避けて畑作で雜穀・果樹（ブドー・梨）を栽培した。瘠土なので磷酸肥料が必要なのだが、資金不足でそれも思うにまかせず、唐黍<sup>(注2)</sup>をつくつても実の入らないものができる時代が続いた。馬耕を導入するため、五家族が連名で県に馬耕器械拝借願をだしているが、土地なので、結局効果を挙げるには至らなかつたといわれる。加藤家が陸稲・養蚕を取り入れたのは大正末期のことと、水稻は昭和三十二年、羽島用水完成以後のことである。草野・武藤両家が入植した十軒原は八幡原に隣接し、その入植地も呼ぶの間にある。入植地の耕作条件は八幡原と大差はない。武藤伊左美だけが二本松藩である。近くの須賀川市吉美根原に同じ旧二本松藩士が十数名入植して団結を固めているのに、武藤だけが一人旧高田藩士たちと入植しているのは何か理由があつたのかも知れない。あとで述べる入江新六郎もそうだが、旧士族たちは旧士族としての連帯意識があつて、身分制度がなくなつても地域住民に対して優越感や、指導者意識を捨てきれなかつたようにみえる。いずれにせよ自負の念が強かつたと思われるのは、入植早々大和久の星吉右衛門と接触して、彼の建白書（六二二頁参照）提出に一役買つていてことや、県は勿論政府要路に、意見を開陳したり、開墾に関する補助の申請を繰返するなど、苦しい環境・条件を克服するため常に精一杯の努力を尽していることである。武藤伊左美の没後、長男の政保が後を継いだが、五歳下の弟一策は開墾地を離れて海軍将校となり、後年矢吹町長に迎えられた。また加藤成内の子延成は、小学校長を勤めたのち中畠村長に選ばれている。

これらいわゆる五人組のほかに、後年

### 入江新六郎

矢吹町に入江開墾を開いた入江新六郎

### の甘蔗栽培

が、やはり士族開墾で滑津原(中島村)

に入植している。入江新六郎は旧会津藩士町野武馬の養子

に入ったので、三〇歳まで町野姓を名乗っている。戊辰の役後旧会津藩の転封に従つて青森県斗南に赴いたが、のち

一旦帰国したのち上京して農務省勧農局の新宿試験所に自費見習生として入所し、甘蔗栽培と製糖法を学んだ。明治

十四年、彼はその専門的技術を見込まれて勧業課桑野村出張所の吏員となり、製糖法の実地応用を試みるが、まもなく桑野出張所は廃止され、入江は安積郡の書記となる。しかし製糖に賭けた夢を捨てきれず、在職中士族開墾に応募

し、明治十八年頃、滑津原に広大な農場をつくり、甘蔗栽培から製糖に至る一貫事業に着手した。入江新六郎の甘蔗栽培と製糖の体験記録(農商務省農事月報一二二号、明治14)によると、彼は明治十一年すでにアメリカ・フランス・中国三カ国の甘蔗を試作、同十三年には四畝歩にその播種をしている。その経験から各国の甘蔗の栽培、製糖上の得失を比較してから、

「当県下に広野多キヲ以テ、漸次、之ヲ開墾シ、栽培、製作、糖ヲ勉メハ、砂糖産出ノ地トナラン。」と述べている。当

第12表 八幡原・十軒原士族開墾地の状況

昭和24年 現在行政区画	明治21年										明治20年										八幡原 明治五年 三家族	
	作付・収穫					開拓地					内訳					開拓地						
	畠	田	既	開墾	耕作	既	開墾	耕作	既	開墾	耕作	既	開墾	耕作	既	開墾	耕作	既	開墾	耕作		
烟田	大馬鈴 甘藷 根薯 諸	桑	雜 穀	既	開 墾	耕 作	既	開 墾	耕 作	既	開 墾	耕 作	既	開 墾	耕 作	既	開 墾	耕 作	既	開 墾	耕 作	八幡原 明治五年 三家族
福島県農地開発史料(第一巻)により作成	西白河郡 矢吹町 二吾町 二吾町	中畑村 三神村 三神村 中畑村	西白河郡 川崎村 川崎村 七町	四反七百 石一千 石一千 石一千	四反七百 石一千 石一千 石一千	一 一 一 一	三反 石一千 石一千 石一千	一 一 一 一	三反 石一千 石一千 石一千 石一千	一 一 一 一	十軒原 明治五年 三家族											
	四反六百 石一千 石一千 石一千	一 一 一 一	四反六百 石一千 石一千 石一千	一 一 一 一	四反六百 石一千 石一千 石一千	一 一 一 一	四反六百 石一千 石一千 石一千	一 一 一 一	四反六百 石一千 石一千 石一千	一 一 一 一	四反六百 石一千 石一千 石一千	一 一 一 一	四反六百 石一千 石一千 石一千	一 一 一 一	四反六百 石一千 石一千 石一千	一 一 一 一	四反六百 石一千 石一千 石一千	一 一 一 一	八幡原 明治五年 三家族			



入江農場（曙町 入江林蔵）

時、県下で甘蔗栽培を試みていたのは、入江新六郎の他、前に勤めた桑野村試験場を除いては、須賀川の橋本伝右衛門、東白川郡の開農社、二本松の斎藤直温、菊多郡窪田村の赤津作太郎、耶麻郡宮津村の遠藤庄象を数えるだけである。入江新六郎はその後、甘蔗栽培から離れて桑樹ほか各種の種苗の栽培、販売に転換して成功し、入江農場の名を全国的にしている。

注(1) 『東村史』上巻の釜子陣屋家臣名込図面に、古川甚吾・草野新太郎・加藤市右衛門の名が見える。加藤市右衛門は成内の父である。遠藤信道は遺族の話によると、中畠の旧家遠藤家の出身で、釜子陣屋に住了た。最初士族でなかつたが、戊辰の役後旧藩主一家に尽した功により士分に取りたてられたという。

## (二) 岩瀬御料地

### 御料地

宮内省に御料局が設けられたのは明治十八年（一八八五）十二月であるが、御料地という呼称が正式に用いられるようになつたのもこの時からである。御料局や御料地が設置されるに至つた経緯について、

『帝国林野局五十年史<sup>(註1)</sup>』は、大要を次のように述べている。すなわち、明治十二年宮内卿の徳大寺実則が全国官有林並びに官有地の幾分を帝室財産に編入し、帝室歳供を定めることを提案したのを皮切りに、同十四年、右大臣岩倉具視が、「皇室財産ヲ確定スルノ議」を起草し、全国官林等をすべて皇室財産として宮内省に引上げ、これを皇室領として内務省が管理することを主張している。明治十五年になると、農商務権大書記官若山儀一は、「制権秘策」できわめて理性的に「日本の国土を挙げて帝室の有に帰する事、治平を長久に保つ」第一義なれども、往代はさて置き、今上の明治五年中、已に人民地所売買の禁を解き、地券までを下附せられたる事なれば、今更之を取り戻す可き道理は之なきに由り、從来、

官有に属する土地・山林・船渠・工場・鉱山等を撰び、之を帝室の財産となすべし。」と論じている。また、大藏省の御用係中村弥六は「帝室御有の財産を今日に制定すべき意見書」のなかで、帝室の財産として永久に伝えるには、農地を不可とし、森林を措いて他に求むべからざるを力説し、民間人の福沢諭吉も、明治十五年、その『帝室論』のなかで「今後、国会開設の後に於ては、必ず帝室と政府とは会計上にも自ら分別の姿を為す可きことなれば、今日より帝室の費額を増し、又、幸にして国中に官林も多きことなれば、其の幾分を割きて永久の御用に供すること緊急なるべし」と信ず」といっている。

こうした背景のもとで発足した御料局は、最初は「相見相呼んで執務していた」程度の規模だったが、すでに国内には五〇余カ所二万二、〇〇〇町歩の御料地が確定していた。

### 岩瀬御料地

明治十三年、岩瀬郡旧鏡石村の六軒原に設置された宮内省御開墾所<sup>(注2)</sup>は、最初皇宮附屬地と呼ばれ宮内

御料地に編入され、その管理のため、六軒原に岩瀬出張所が置かれる事になる。それに統じて矢吹が原では明治十八年に三城目原・八幡原計一、三〇〇町歩、翌々明治二十年には十軒原五三三町歩ほかが統々と御料地に指定・編入されていった。同じ年の明治十八年二月、内閣総理大臣伊藤博文が、内務・農商務両大臣に「官有地、所有権ヲ人民ニ移シ、或イハ将来移サントスル約束ヲ為ス時ハ、百町歩以上ハ、宮内大臣ニ協議ノ上、閣議ニ提出スベシ。」と指示したのに統じて、同年六月には、宮内省御料局長官が、群馬・福島・宮城・山形・岩手・秋田・青森・茨城・千葉各県知事に「官林ヲ除ク百町歩以上ノ官有地所ノ反別・略図ヲ差廻シ相成度」と照会している。

こうして明治二十年十二月になつて、すでに御料地に編入されている六軒原・藤沼原・三城目原を、それぞれ岩瀬第一・同第二・同第三各御料地、八幡原・南原・十軒原を、それぞれ西白河第一・同第一、同第三各御料地と呼ぶことをきめた。

しかし、御料地に編入した地域には、地域毎に入会権など地方の慣例を無視しては処理しがたい面があるとの理由で、

明治二十三年六月、岩瀬の三御料地を除いて、勅令で福島県知事に管理を委託することになる。明治二十五年十二月、御料局は、関係各県の委託状況を調査したが、そのうち福島県の御料地実況調査の一部を左に抄記する。

本県下御料地ニハ、更ニ入会慣行ノ喧シキ所ナケレドモ各地元村ニ於テハ、皆地元權ヲ拡張シ、可成地元村民ニテ、之ヲ使用セント欲スルノ希望ヲ有ゼアルハナシ。現今、下草及生草ハ大抵當該地元村ニ於テ各共同ニ払下フナシ、田畠宅地等ハ殆ト皆一私人ノ拝借ニ係レドモ、該拝借人ハ都テ當該地元村民ナリトス。但シ、茲ニ二、三の例外アリ。(中略)

一、岩瀬第一、第二、第三御料地ハ、各地元村ノ所屬地、大小不同ナレドモ、地元旧十ヶ村ニテ共同ニ株蔓採ノ為拝借ヲナシオレリ。

一、安積第一御料地片平、河内両村地元所屬地ハ両村ニテ共同ニ田畠開墾ノ為拝借ヲ為シオレリ。

石川第二御料地ハ、ソノ田村郡守山村ノ地元ニ属スル分、悉皆ヲ守山ノ旧藩主松平子爵ニ<sup>(注3)</sup>払下グ、岩瀬第一、二、三御料地ハ、開墾及牧草蔓採ノ為メ、ソノ一部ヲ岡部子爵ニ貸付セリ(下略)

福島県では宮内省から委託されると、明治二十四年七月、「御料地貸渡規則」を制定した。この規則によると拝借できるのは一〇〇町歩以内、既墾地の場合は一五年以内、拝借料は未墾地の場合は一反五三錢以上、既墾地は「近傍類地ノ地租及小作料ヲ比準參酌シテ定ム」。とあつたが、おおむね周辺の農地の小作料よりかなり安いものだった。この福島県への御料地管理委託は明治三十年九月で終る。宮内省は各県の御料地を管理するため各地に事務所をおいた。福島県の各御料地は宇都宮事務所の管轄下に入り、判任官の分担区員が現地に駐在することになつたが、矢吹が原周辺の御料地を管理するため、須賀川にその事務所<sup>(注4)</sup>が設置されている。福島県の御料地の大要については、第13、14表にまとめてある。次に、そのなかで、その後の変遷の過程が複雑な岩瀬第一・第二・第三各御料地について略述する。

### 宮内省御開墾所

明治十三年、宮内省御開墾所が六軒原に開設されたことは前に触れたこの大農式牧場經營はオランダ

原敬が須賀川の橋本伝右衛門を訪れた折の日記に、当時の御開墾所に触れただりがある。

明治十四年六月一日 雨 矢吹より行くこと里余、宮内省の開墾地なる一貫原を観る。開墾見込の地は六百余町歩、今其の一〇町

第13表 岩瀬御料地一覽（明治二十三年）

第14表 御料地郡別・地目別面積（明治四十四年福島県是資料より）

(单位  
 $ha$ )

歩を開墾せりといふ。家屋未だ建設せず、唯厩のみ建築中なり、須賀川に抵り橋本伝右衛門君を其の耕場に訪う。君、明治七年以來開墾に従事し、既に一〇町歩を開墾せりと。吾輩の訪問せし處は即ちその開墾地なり。君の説に開墾は馬耕を以て可なりとすれば曠漠たる原野にあらざれば施可からず。故に、余も大いに開墾に従事するの見込にて西洋農具を購求せしも、此僅か一〇町歩に過ぎざる地處にて、殊に崎嶇凹凸斯くの如き野に在りては到底用する処なし。且つ、此地に隣接せる地處は既に宮内省の開墾地となりしもの巨多にて、現に子の嘗て開墾を試みし地處も其用地となれり。是を以て殆ど近傍に開墾すべき原野なしと。談論悲憤怡かも驟足を伸ぶる地なきに苦しむものの如し(『原敬日記』上)。

第15表

御開墾所岩瀬出張所收支

年 度	収 入	支 出
(注6) 明治九年 二〇三 二 二 二	六百四十一元 六百七十五元 九百八十六元 九百四十五元	六百零九元 六百零九元 六百零九元

(『帝室林野五十年史』による)

宮内省御開墾所は明治十九年、従来の經營方針を変更して畠地開墾に切り換え、新たに一〇年間に二〇万三、〇〇〇円の巨費を投じて五〇〇町歩を開墾することになる。そしてこの農場を管理するため宮内省に岩瀬出張所が設けられたが、その各年度の收支は上のとおりである。

当然明治二十三年七月、「その經營する処の地所は広大ではあるが、肥料不足のため地味は瘠せ、容易に改良の見込がたたないので、創業一〇年を超えるも開墾の成績思わしからず」ということで、この開墾計画もわずか五年たらずで放棄され、岩瀬事務所も廃止されてしまう。ここで創業一〇年といっているのは、明治十三年の宮内省御開墾所以来をさしている。新しい開墾計画では四年目に過ぎない。一〇カ年の計画だから採算が合わないのは仕方ないと思われるのだが、このことに限らず、事務局関係に限つてみても、岩瀬御料地を管轄する岩瀬出張所は、明治二十二年四月に支庁に昇格したが、同年八月には他に較べて支庁と称する程でもないという理由だけで岩瀬事務所と改定されている。明治時代初期の政治は氣宇壮大でよいのだが、よく言えば、試行錯誤、悪く言えば朝礼暮改といふが、簡単に事を投げだしてしまふところがある。

岡 部 長 職  
もつとも、この六軒原に關してだけいえば、開墾計画を放棄したのは、岡部長職子爵(旧岸和田藩主)。

『帝室林野五十年史』によると、政府は国有地の貸付けについて、従来は經濟的効果を考慮して貸付を行つて來たが、當時外務次官)にそつくりそのまま貸し下げるための伏線だつたのかも知れない。

この頃から恩恵的貸付に傾いてきたと述べている。いずれにせよ、地縁的関係の全くない岡部長職が明治二十三年六月二十五日付で岩瀬第一・第二・第三御料地の拝借（貸付）を申請し、同年七月二十一日に許可されている。当時の御料局長は岡部の年来の友人品川弥二郎であり、この申請と許可の間に一ヵ月の間もないのは、両者の間にすでに談合または黙契があつたものと推察される。しかも引渡しは同年八月であり、当時飼養していた牛二八頭、馬七八頭、豚一八頭のほか、農舎・農機具・定備農夫等有形のもの悉皆、今流の表現でいえば、いぬきのままであった。驚いたのは地域住民である。御料地になる以前から、入会地として自由に出入り、その薪炭材・生草などに頼つて生きてきた彼等は、まさか他に拝借を願いだすものは現れまいとかをくくっていたので、この申請は青天の霹靂に近かつた。当時の「福島新聞」の記事（明23年7月）によると旧三神村の矢部相蔵<sup>(注8)</sup>・加藤為三郎<sup>(注9)</sup>・伊藤忠助<sup>(注10)</sup>・鈴木利助<sup>(注11)</sup>の四名の発意で、岩瀬郡旧鏡石村の常松次郎太郎<sup>(注12)</sup>、同郡旧浜田村の大窪得三<sup>(注13)</sup>、旧矢吹村の緑川重世<sup>(注14)</sup>等に呼びかけ、同年七月十六日、岩瀬御料地に含まれている旧一〇カ村の代表が、須賀川町の銤屋に集つて前後策を講ずることになった。その結果「其の筋へ哀願することなし、更に四名の委員を選出せり。此の人びとは、一篇の願書を認め本県知事の添申を乞ひ上京する筈なり。」とこの新聞記事は報じている。

さて、このとき、品川御料局長宛提出されたのは御料地拝借願と請求事項であるが、住民代表として名を連ねているのは次の四名である。

福島県岩代国岩瀬郡鏡石村外三ヶ村内大字旧十ヶ村  
拝借人總代

岩瀬郡鏡石村大字笠石四五番地 平民

小貫喜助<sup>(注15)</sup>

同 同

大河原 利重<sup>(注16)</sup>

西白河郡三神村大字三城目二一番地 平民

矢部相藏

同 矢吹町大字中畑新田九番地平民  
小針鎮平(注17)

拝借願書には、拝借（貸付）したい土地の地目、反別を列記したあと「該地ハ広袤タル原野ニシテ容易ニ実測ヲ了スル能ハサルノミナラス年期拝借ノ地所囲碁ノ如ク孕在シ、分割区ヲ確定致シ、最早株刈取ノ季切迫ノ今日、他ニナスノ術ナク困難ヲ極メ候云々」。と実状を訴えている。また請求事項では、岡部長職の拝借許可を既成事実としたうえで、「拝借地ノ分割方法ハ未開墾地總反別ノ内、從来拝借地及大字鏡田・和田・前田川・成田ノ四部落ヨリ請求スル新規拝借地木障地ノ反別ヲ引去リ、残余ノ反別ヲ二除シ、其ノ一半ヲ岡部氏へ、一半ヲ人民へ御貸与相成度候事」と申入れ、さらにその拝借期間については「本年ヨリ向ウ五〇年、即チ岡部氏へ御貸渡同様特別永期ヲ与ヘラレ候事」としている。

品川御料局長と岡部長職との間にどのような話し合いがあつたかは判らないが、岡部長職は潔ぎよく一旦拝借した土地を地域住民に割いたため、紛糾を招きかねなかつた事態は無事解決した。八月十五日付の地域住民の拝借願に対し、八月二十九日付で「願之趣聞届ク」。と許可が下りているので、これもまた驚くべき早さである。繁文縟礼の感がある現代の行政機構とは雲泥の差といわざるをえない。

**日本畜産株式会社岩瀬牧場** さて、岡部長職はそれから一七年間独力で経営を続けたが、「時代ノ進運ハ自家獨力ニヨル消極的ノもあつて、明治四十年十月、当局の許可を得て株式会社に組織替えをする。岡部家はあいかわらずその中枢にあるが、株主として、渋沢栄一のはか日下義雄・石井健吾等第一銀行系の実業家、津軽・松平・有馬等の華族、それに服部金太郎・大川平八郎等を迎える。資本金は三〇万である。当初順宜牧畜株式会社の名称で発足したが、まもなく日本畜産株式会社に名を改めている。この間明治四十三年に鏡石駅が新設され、岩瀬牧場の生産物の移出は格段に便利に

第一章 明治期の矢吹

第16表

なつた。以後、会社の発展には昭和四年岡部長職の死去とともに岡部家が会社經營から手を引くなど糾余曲折がないわけではなかつたが、地域の人々に岩瀬牧場として親まれ、地域畜産業に貢献したばかりでなく、行業の場所としても恰好の存在であつた。

拝借条件ニ違背ナキニ於テハ、更ニ五十年拝借継年期出願候共、御許可被成下度候事」とあるその前半をとり、昭和十五年には契約期間が切れるので、日本畜産株式会社の拝借地は当然返還されるものとし、一方日本畜産側は、同じ第一条の後半を当然の権利と考え、さらに五〇年の延長を主張した。<sup>(注19)</sup> 結局この問題は、政治的判断をまつしかなく、昭和二十年になつて、当時大株主として会社の実権を握っていた堤康次郎と県との間に妥協が成立した。すなわち、日本畜産株式会社は拝借していた元御料地を全面的に返還し、そのかわり、県は日本畜産株式会社に、岩瀬牧場付近の地所一一四町歩を時価で払下げた。一方、日本畜産株式会社は県の食糧増産事業に対する寄付として、払下価格と等価の二〇万円を県に提供するというのである。

こうして、かつて地域住民の入会地だった矢吹が原の一角は、官有地・皇宮付属地・御料地・恩恵的貸付・株式会社設立許可・株式の移転という近代経済社会にみられる鍊金術的操作を経て、土地にゆかりのない一私人の所有に帰してしまつた。その後日本畜産株式会社は戦後の農地解放に七二町歩を提出し、昭和二十七年には只貝川電源開発で立退いた人びとの安住の地として三〇町歩を割き、さらに、昭和四十二年、県立岩瀬農業高等学校の敷地として二一町歩を提供したので、現在所有地は三二町歩となる。この間会社は、堤康次郎から大竹作摩を経て、現在は小針暦二の所有となつてゐる。

注(1) 『帝室林野局五十年史』 御料局は、帝室林野管理局を経て大正十三年帝室林野局となる。昭和十二年、開局五〇年を記念して刊行された本書は、御料地の変遷を知るのに最適の書で、本稿に使用した資料の大半は本書に拠る。

注(2) 宮内省御開墾所 現在の日本畜産株式会社岩瀬牧場はその後身で、県立岩瀬農業高等学校はその土地の一部を使用している。

注(3) 旧守山藩主松平子爵 松平頼恵、宮内省は明治二十三年、石川第二御料地一二八町歩を旧領主の縁故で同人に無料貸付、同二十五年、開墾成功の為同人に払下げる。

注(4) 最初、須賀川に設置された分担区は、明治四十三年一月、矢吹に移され矢吹分担区と呼ばれた。

注(5) 一貫原 御開墾所事務所裏に一貫池があり、付近一帯の地名もある。六軒原の一部。

注(6) 同じ『帝室林野局五十年史』の別項に明治十九年の岩瀬御料地収入(予算)として金五、六二三円三〇銭 とあり、その内訳として穀菜払下が五、四六七円五〇銭、乾草収入が一五〇円、貸地収入が四円八〇銭である。

明治十九年一月十一日付の福島新聞に、須賀川通信として宮内省開墾地より漬物用の大根を馬車で須賀川に売りにきたことが紹介されているのは、この時のことである。

注(7) 恩恵的貸付、前述の松平頼恵の例のほか、三島通庸の栃木県那須野が原、前田正名の須賀川市大谷地原貸付け等が挙げられる。

注(8) 矢部 桜藏 西白河郡旧三神村初代村長

注(9) 加藤 為三郎 西白河郡旧三神村四代村長

注(10) 伊藤 忠助 西白河郡旧三神村三城目、篤農家

注(11) 鈴木 利助 西白河郡旧三神村神田、篤農家

注(12) 常松次郎 太郎 岩瀬郡旧鏡石村初代村長

注(13) 大峯 得三 岩瀬郡旧浜田村初代村長

注(14) 緑川 重世 西白河郡旧矢吹村初代村長

注(15) 小貫 善助 岩瀬郡旧鏡石村元村長、小貫家当主 明治二十三年には鏡石村の有給助役

注(16) 大河原 利重 岩瀬郡旧浜田村村委会員

注(17) 小針 鎮平 西白河郡旧矢吹村村委会員

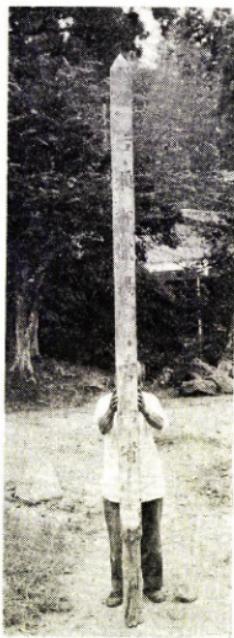
注(18) 昭和四年、岡部長職死去とともに、日本畜産株式会社は岡部家を完全に離れる。のち放漫經營のため一時危機を迎えるが、昭和八年より会社再建策が成功する。

注(19) 日本畜産株式会社が拝借期間を「〇〇年」と考えていたのは、杉村楚人冠が明治四十三年に発表した「牧場の一夜」のなかで、「貸下の条件なんどは、大分やかましくないでもなかつたが、到頭百箇年の借地という事に取り定められた。」と紹介していることや、昭和十一年の「日本畜産会社の概要」に、「明治二十三年向う百ヶ年間の長年月に涉つて之を子爵岡部職氏に御貸下げに相成云々」としているのでもわかる。当時の福島新聞などは「二百ヶ年を期限として云々」と報道している。

### (三) 岩瀬御獵場

#### 岩瀬御獵場

岩瀬御料地内に岩瀬御獵場が設けられたのは明治二十四年（一八九一）である。『明治天皇紀』明治二十四年十月九日の項に「後來ニ於ケル人民ノ苦情ヲ慮リ、茨城県鬼怒川筋御獵場ヲ廢シ、新ニ福島



標柱  
御獵場 関根次郎藏  
(鏡石町)

県岩瀬御料地内ニ御獵場ヲ設ケ、同御料地内所在  
民有地百七十二町八反九畝一步ニ対シ、手当トシ  
テ、毎年地租ノ約十分ノ一二相当スル金四十一円  
ヲ賜フ。」とあり、同日付の官報に福島県宛、内  
務大臣品川弥二郎、農商務大臣陸奥宗光の連名  
で、「其県下磐城・岩代両国ノ内、西白河・岩瀬  
○町歩だったといつては間違っていない。この降って湧いたような御獵場設置について、地域住民の間には、明治  
二十三年、この地を訪れた主獵官の米田虎雄が、矢吹町との境界にある矢吹町の通称三角点で雉子が群棲しているのを見  
て明治天皇に報告したところ、天皇が維新の元勲を慰労するため、御獵場にすることを仰せだされたとする説がある。  
元来、狩獵は王者のスポーツとして尊重され、古代中国の王朝にもその例をみることができる。近代では英國・ドイツ  
・オーストリアなどの諸国でも、それぞれ王室に所属する獵場があつて、王室の遊獵のほか貴顕・賓客接待の場として活  
用されている。我が國でもその例にならつて明治十年代から国内各地に御獵場が設定されてきた。天皇自身も狩獵を好  
み、たとえば明治十五年東京都南多摩郡多摩村に蓮光寺御獵場が設置されると、毎年政府高官や外交官、賓客をそ  
の雉子獵・兔獵に招待し、天皇自身、蓮光寺御獵場に赴かれて遊獵を楽しめている。明治年間に設置された御獵場のな  
かには鹿狩りのための日光御獵場、猪狩りの天城御獵場のほか、鴨獵、兔獵のための御獵場があつたが、岩瀬御獵場は雉  
子の獵場として著名だった。岩瀬御獵場の面積は、岩瀬第一・第三御料地・西白河郡第一・第二、第三御料地、石川第一  
御料地の区域のほか、付近の借上げた民有地を含む約五、〇〇〇町歩である。

## 御獵場規則

岩瀬御獵場規則（資料編II-5-25）によると、岩瀬御獵場規則（資料編II-5-25）によると、

岩瀬御獵場規則（資料編II-5-25）によると、岩瀬御獵場規則（資料編II-5-25）によると、



御獵場職員集会所碑（三角点公園内）

二種類の者に限られる。特命遊獵者は天皇の御沙汰で遊獵できる者で、特許遊獵者は「出願ノ上、許可ヲ得テ」、出獵できる者である。この遊獵を出願できるのは皇族及び親任官に限られ、地域住民の鳥獣は一切禁止されることはもちろん、監守長始め出獵区域の監守が先導する。監守長は宮内省主獵局に直属しその監督を受けるが、旧矢吹町から家格と人望を併せ持つ者が選ばれた。監守は関係各町村から民有地を借り上げたので、その地主階級から選ばれるのが常であった。実際に受持区域を巡視するのは見廻員の役目で、主要な任務は、雉子の棲息状態の観察と密猟の監視である。雉子の棲息数の確認には、制服の両ポケットに一定数の小豆粒を入れておき、巡回の途中雉子に出会うたびに、雄雉子のときは右のポケットの小豆を一粒捨て、雌雉子のときは左のポケットの小豆粒を一つ捨てる。帰って両ポケットの小豆の残留数を調べれば、その日出会った雉子の数がわかるという方法をとっている。御獵場の監守服務規程の第三条に、「監守ハ常ニ交誼ヲ厚クシ、勤務ヲ怠ラサル様、互ニ獎励スヘシ。然シ、毎月一回、適當ノ場所へ集合シ、各持区ノ実況ヲ陳述シ、鳥獸繁殖及ヒ有害物捕獲ノ方法等協議スルモノトス」とあるが、（註1）前出の三角点の丘陵上ニ、大正四年十一月、風雨を凌げる程度の宮内省御獵場職員集会場が作られて、監守・見廻員の集合に使用された。

また監守長から見廻員に至るまで、濃紺の制服が制定されていいる。この制服は年二回、被服料として支給される金で作るのだが、監守の場合その支度金は一期七円五〇銭、見廻員は二円である。地域住民には、國家権力の最末端に過ぎないこれら監守や見廻員の制服さえ、充分、威嚇的意味を持っていた。監守



御獵場監守・見廻員の人々（中町 長尾豊久蔵）

長の年俸は三〇円以上二五〇円まで、監守は二〇円以上一六〇円まで、見廻員は一五円以上二五円までとなつていて、彼等にとつては支給される手当より制服の持つてゐる魅力の方が大きかつたようと思われる。

### 雉子 獵場内には数箇所に萱場が設けられていた。これは地

域住民の提案をいれて米田主獵官が作らせたといわれてゐるが、疏安などの肥料を撒いて特に萱を密生させ、そのなかの空地に雜穀を植えて雉子の餌場にすることもに、鳶・鷹の襲撃からの避難所の役を果させる。一方それは遊獵者にとって絶好の狩場になるわけで、事実、監守や見廻員が遊獵者を案内するときは、これら萱場に導くのが常であった。

雉子はその習性として人里近くに棲み、高く遠く翔ぶことは稀である。当然御獵場周辺の農家近くに現われ、その庭先で放し飼の鶏と一緒にになって餌を啄ばむ姿は始終みられた。電信柱の電線に触れて落ちた雉子を擗えた話も一再ではない。御獵場内には當時、最低に見積つて三、〇〇〇羽の雉子が棲息していたと推算されている。矢吹が原は明治時代には開拓が進まず、精々養蚕のため桑畑を作る位だったので、雉子の害もそれ程目立たなかつたが、大正時代になつて徐々に穀物などの畑作物の栽培が増えてくると、雉子の害はだんだん黙視できなくなつてくる。旧三神村長の酒井寅三郎等が、地域の耕作農家の代表として、宮内省に雉子による被害の補償を陳情したのはその時である。いずれにせよ地域住民が雉子を捕獲することは禁じられており、獵銃で射たれて屋敷内におちてきた雉子でも、その筋に届けないと処罰されるというのでは始末が悪かつた。

岩瀬御獵場を訪れた貴顯には、東郷平八郎・及木希典・島村速雄・田中義一・加藤高明等の軍人のほか、伊藤巳代治・後藤新平・山岡鉄舟などの文官がいる。これら貴顯の宿泊のために、旧矢吹町の旧家である長尾・大木・仲西の各家があ

てられ、遊獵中の休憩のため旧鏡石村笠石の小貫家、旧三神村須乗の酒井家が用いられた。もつとも先導役の監守、見廻員の私宅に立ち寄ることもあって、旧矢吹町の見廻員だった小針末治は、「東郷元帥や浅香宮が私の家で一休みしていったことがあります。萱葺きなのがよいといわれて、昼飯を喰べていきました。火を焚こうとしたら、焚かなくてもよいと言つて、寒い処で喰べていました。」といつている。

**御獵場の功罪**　さて、岩瀬御獵場は、地域住民にとって、どんな存在だったのだろうか。以下その功罪について考え方がある。

一七歳の頃、店の用事で三神村の須乗に行つた折、十数人の私服・官服の人びとに囲まれて、煩かむりした男が獵銃を射つているのに逢つた。あとでそれが明治の元勲伊藤巳代治だと聞かされた。

須賀川市銃砲火薬店経営　杉原文吾

小学生の頃だから大正十二年か十三年の頃です。東郷元帥が案内人や警官を含めて十数人の人たちと一緒にいました。帽子をとつてお辞儀をしたら、ニコニコしてお辞儀をしてくれました。

矢吹町元岩瀬牧場長　入江　林

米田待従は私の處によく泊つていつた。字があまり上手でないのでか、揮毫をお願いしても決して書いてくれなかつた。

矢吹字大畠須乗　酒井正敏

御料地・御獵場の存在を無上の光榮と受取る考え方があつたとしても、その時代背景を考えれば決して責められることで

はない。大正十一年、田中畠村で、村内有志によつて結成された御料地・御獵場後援会もその一例といえる(『矢吹町史』3巻  
資料編II 5-125)。その由来記の一節に、「本村ハ御料地並ニ御獵場ノ所在地トシテ、畏クモ、皇室トノ御縁故ヲ有シ、村民一同ノ光榮  
トスル所ニ之有候」。と述べているのは、当時の日本人としては当然のことであろう。さらに「近來、歐米諸国トノ交通  
頻繁ナルト共ニ、陥落ノ思想襲来シテ甚ダ寒心ニ堪ヘザルモノ少ナカラズ。爰ニ於テ、御料地並ニ御獵場ノ存在ヲ幸ニ、  
益々、忠君愛國ノ大本ニ基キ、一指タリトモ其ノ惡風ニ染メシメズ堅実ナル下級自治体ノ結合ヲ強メ、純良ナル農村ノ特  
質ヲ發揮セント欲ス」と發展させて、御料地・御獵場の存在を国民精神振興の契機としようとするのも、これもまた当時の農村としては当然の帰結だったといつてよい。

また、御料地・御獵場の存在が、地域社会の経済的利益に貢献したとする考え方もある。前記の由来記の一節に、この地域は、「往古、旧幕ノ時代ヨリ明治ノ中頃ニ至ルノ間ハ、鬱茂タル荒原ニシテ、狐狼ノ巣窟ニ外ナラザリシ」「愛林ノ觀念等寸毫モ見ル事能ハズ、従ツテ盜伐・濫伐ノ弊益々盛ナリキ。故ニ、荒廃衰亡ソノ極ニ達セントス」。という状態だったが、一度御料地に編入されると、「樹木ハ自然蔚蒼トシテ幽玄ナル林相ヲ呈シ、日尚闇キノ感アリテ昔日ノ杞憂此處ニ一変シタリ」。という程に好転したとしている。その結果地域住民は宮内省の山林經營に雇われて現金収入の機会を得るほか、生草・薪炭材・茸などの採取もできるようになった。また御獵場に編入されると下附金があつたので、現金収入の乏しい当時は可成の魅力でもあった(『矢吹町史』3巻  
資料編II 5-1)。

一方、御料地・御獵場の存在が、地域住民にとって、不利益極まるものだったとする考え方もある。一つは土地の所有権そのものの問題であり、他の一つは御料地・御獵場の維持のため地域住民の生産活動が阻害されたとする觀方である。第一の問題は特に御料地に限つたことではないが、事の起りは明治十年の山野官民有区分にさかのぼる。当時の福島県は政府の意を迎えるのに汲々として、農民を瞞着し、当然民有地であるべき土地も官有地に編入した。<sup>(注4)</sup>明治三十二年になって政府は国有林野下戻法を公布してその不公正を是正する姿勢を示したが、實際は関係農民の下戻申請のほとんどが却下されている。御料地については翌明治三十三年、御料地及立木竹下付規程を交付して下戻申請を受理したが、全国で下戻

申請が一、八〇〇件あったのに対し、一、〇七六箇所が調査の対象となり、そのうち民有地として下戻されたものはわずか二八箇所、反別にして九六七町歩余に過ぎなかつたのである。<sup>(注6)</sup> 岩瀬御料地に編入された土地は、古来地域農民が生草・薪炭材を採取する入会地として利用してきた生活の場であった。農民が自由に出入していた土地がいつの間にか申請書をだし、地代・料金を払つてしか利用できない土地になってしまつてゐる。しかも、生産物に有害な雉子を駆除すれば法に触れるというのはどうみても割に合わない話である。

第二の御料地・御獵場、特に御獵場の存在が矢吹が原一帯の開発を遅らせたとするについては、例えば明治三十三年、福島県産馬組合が旧三神村三城目の御料地内に種馬飼養場を作らうとした際、宮内省主獵局の意向もあって取り止めのやむなきに至つたことが挙げられる。<sup>(注6)</sup> 明治から大正にかけて幾度か農業用水を矢吹が原に通す計画がたてられたが、結局陽の目をみることがなかつたのも、その遠因の一つに御料地・御獵場の厚い壁があつたといつてよい。

**御獵場の廃止** それはともかく、大正時代も後半になると雉子喰料要求にみられるように、御獵場に対する批判もしくは反対がくすぶりはじめる。いわゆる大正デモクラシーの時代である。その零細気を敏感に読み取つて特権的な御獵場の廃止に踏み切つたのは、皇室の安泰を第一義的に考えねばならない宮内省としては時宜にかなつた機敏な処置だつたといわなければならぬ。<sup>(このことについては『矢吹町史』(3巻)資料編II 5-1-257を参照)。</sup>

別項で述べるが、廃止された岩瀬御獵場は一年の禁獵期間を置いて、大正十五年、今度は農林省の管轄する矢吹国営獵区として再出発する。国営獵区は第二次世界大戦勃発の昭和十六年まで続いたが、昭和九年頃まで御獵場時代の国家権力を背にした特権的支配が継続し、依然として地域住民とは無縁の存在だった。昭和十年になって安積郡旧丸守村所在県有林との交換で矢吹が原所在の御料地が県の所有となつた時、始めて福島県は本格的に矢吹が原開墾に踏み出すことができたのである。しかし、戦争への傾斜を深めてゆく時代だったので、開拓の効果は挙らず、結局未墾の処女地を多分に温存したまま戦後を迎えることになつた。戦後になって、地域住民が明治以来待望していた羽鳥用水工事が、さしたる土地問題にわざわざされることなく推進できたのは、戦後の緊迫した食糧事情や、官民関係者の努力も看過できないが、御料

地・御獵場の存在によつて矢吹が原が封印された土地であつたことも、その理由の一因であつたともいえる。春秋の筆法をもつてすれば、御料地・御獵場も、現在の矢吹が原の存在にそれなりの貢献をなしているというべきかも知れない。

注(1) 通称三角点は、鏡石町との境界に近く、海拔三二メートルに過ぎないが、矢吹から須賀川方面を一望におさめる景勝の地である。丘の上に大正四年に建立された御獵場職員集会所跡の碑があり、その側面に歴代の職員名が刻まれている。判読できるのは次のとおりである。

御獵場監守 長 松 井 国 治

御獵場監守 小 室 精 八

御獵場監守 延 藤 正 見

同 見 廻 関 根 直 次

同 見 廻 小 針 定 三 郎

同 見 廻 長 谷 川 宇 太 郎

同 同 同 同 同 同

同 同 同 同 同 同

同 同 同 同 同 同

同 同 同 同 同 同

同 同 同 同 同 同

同 同 同 同 同 同

同 同 同 同 同 同

同 同 同 同 同 同

同 同 同 同 同 同

同 同 同 同 同 同

同 同 同 同 同 同

同 同 同 同 同 同

同 同 同 同 同 同

同 同 同 同 同 同

同 同 同 同 同 同

同 同 同 同 同 同

同 同 同 同 同 同

同 同 同 同 同 同

同 同 同 同 同 同

同 同 同 同 同 同

同 同 同 同 同 同

同 同 同 同 同 同

同 同 同 同 同 同

同 同 同 同 同 同

同 同 同 同 同 同

同 同 同 同 同 同

同 同 同 同 同 同

注(2) 田 畑 宅 山 林

(一町歩当り)

九円五〇銭

（一町歩当り）

三円三〇銭

四円四〇銭

（一町歩当り）

二円六六銭

二二銭

（一町歩当り）

一円八〇銭

一二銭

（一町歩当り）

三〇銭

二二銭

「雉子による農作物の被害を実証するため、父（酒井寅三郎・元三神村長）は雉子を捕え、その腹を割いて腹中の穀粒を宮内省に送りました。それで戴いたお金で三城目についた役場を建てたのです。」旧三神村須賀 酒井正敏談

注(3) 大正七年 朝香宮 北白川宮  
同 同 八年 朝香宮  
九年 朝香宮  
北白川宮



星吉右衛門像

星 吉 右 衛 門

矢吹が原の開拓に農業用水を引くことを最初に考えたのは、

大和久の星吉右衛門である。彼は土地の旧家の出身で、明治

十四年には、大和久の戸長を勤めている。大和久は矢吹が原の西南部にあたり、農業用水の欠乏に悩んでいたのは他地区と同様であった。明治初年に星は阿武隈川の支流隈戸川が引水可能な距離にあつたので、近隣の協力を得て万才堰まんざいせきから灌漑用水を引いて大和久地区を潤している。明治十八年、矢吹が原開拓のための水

(四) 開拓用水への努力

大正十年 朝香宮 賀陽宮  
同 十一年 山階宮 賀陽宮 秩父宮 伏見宮  
同 十三年 賀陽宮

注(4) 明治三十三年、本県有志家から県民を代表して其の筋へ提出した「国有林野整理に関する請願書」の一部

地租改正の際、地方人民に於て古来使用収益の慣行ある林野を民有地として調査したるに、当時の当局官吏は、権威を濫用して人民を瞞着し、強いて其の個所及び反別を刪減し、之を官有地に強制編入したり。是に於て、県下に於て民有地として取調べたる反別五六万六千余町歩は、僅かに一七万二千余町歩となり、全国中、民有地の最も狹少なるものとなれり。

注(5) 福島県関係では、岩代国では四件で八九七町歩、磐城国では五件で一、二三一件の申請が出されたが、すべて不許可になつた。

注(6) 明治三十三年一月二十二日宮内省主彌局長から福島県知事宛て照会文書

御県下西白河郡矢吹・三神・中畠等ノ各村ニ涉ル岩瀬・西白河 御料地原野へ、福島県産馬組合ニ於テ、種馬飼養所設置ノ計画有ル哉ニテ目下夫々協議中ノ趣ニ承リ候處、右ハ果シテ事実ニ候也、御獵場に關シ重大ナル關係ヲ及ホシ候ニ付、差支不勘候間、県、御差止メ相成ル様願イ度候条、右實況御取調ノ上何分御報○○○○○度、此段御照会ニ及ヒ候也

建白事  
某將軍門若無所為，如子曰周易，  
水火既濟，不引爲善也。中庸之德，  
惟有身外利潤，居不不正，行不不急，  
積善以財，不持以財，不持以財，  
之大聖人。有是乎？其否乎？

## 用水についての建白書 (大和久 星信之助藏)

索した取水径路について次のように述べている。

用水についての建白書  
(大和久星信助蔵)

利事業について県に建白書を提出しているのは、彼の利他的な郷土愛があつたことはもちろんだが、この時の経験が彼の壮大な夢の推進力になつていたことは疑いをいれない。その建白書のなかで、彼は煙草などの物産に富む石川郡や、安積疎水の貫通によって開拓が進んだ安積郡など隣接各郡の村々に比較して、西白河・岩瀬両郡の各村が困窮しているのは、一にかゝって両郡が水乏の地であるためであると断じて、水利事業を起すことの急務であることを説いている。そして、数年来私財をなげうつて同志と探

一本県内岩瀬郡羽島村ノ水流鶴沼川ヲ同村地内字四日原ニテノ切り、堰ヲ設ケテ字鶴沼ヲ通り、鶴沼峯ヲ堀割リ、該水流ヲ西白河郡真名子村ニ切り落シ、同郡羽太村ノ内川ヲ経テ阿武隈川ヘ合シ、流レヲ充满シ、而シテ、同郡大沢村地内ニテ阿武隈ヘ用水堰、関和通シ久村他一ヶ村ニ從来ノモ切堰ヨリ分レテ以テ水利ヲ疎通シ、同郡滑津原、十軒原及ヒ八幡原三ヶ所ノ開墾原野ヘ水利ヲ設ケ、字滑津原ヘ疎通ノ余水ヲ二子塚村、滑津村ヘ疎通シ、數十町歩ノ水田ヲ開キ、末水ニテ大和久村ヨリ須賀川町迄七ヶ村中ヲ疎通シ云々。

と士  
の族  
関開  
係墾

吉右衛門の脳裡には、士族開墾として徒手空拳で八幡原・十軒原に入植した五人組の悪戦苦闘の姿もあつたに違いない。星の住む大和久から八幡原・十軒原は呼べば答える近距離にある。建白書の後尾に、「三ヶ所開墾地移住者ヨリ至急本庁へ出願仕り、本年開作以前ニ水利ヲ相開キ、水田ヲ開墾仕度旨ヲ申シ來リ候間、委曲ハ開墾地移住者ヨリ申上グ可ク候条、之ニ依ツテ工事費、予算書並ニ絵図面相添へ建白候也」。とある。文中の三ヶ所開墾地移住者とは、前に述べた、八幡原、十軒原の五家族のほか滑津原に士族開墾で入った人びとを指す。いすれにせよ、付近原野に士族開墾で入った人びとが星吉右衛門の建白に関与していたことは間違いない。(註1)ただいかに馴れぬ農事とはいえ、その年の開田に灌漑用水を間に合わせようとしているのは、予想される工事の規模からいつて、あまりにも性急かつ無知な点で奇妙の感がないでもない。

星吉右衛門の建白は、県の取り上げるところとはならなかつた。安積疎水のように国営ならともかく、当時の福島県には、安積疎水に勝るとも劣らない大事業を敢行する資力もなく、しかも安積疎水の積極的推進論者中条政恒はすでに福島県を去つてゐる。しかも星が阿武隈川を経由して太平洋に導こうとしている鶴沼川は元来会津の穀倉地帯を下つてやがては日本海に注ぐ川である。当然南会津の諸村から反対があるのは目にみえてゐる。明治三十年、改めて県に提出した別案には鶴沼川からの取水が「岩瀬郡水下ニ於テハ、毫モ故障コレナク候エ共、南会津地方ニ於テハ、水下ノ村ヨリ故障コレアル由ニ付」とあるのがそうである。この別案は、水源を猪苗代湖に求めるもので、滑津原に一、〇〇〇町歩のほか、西白河第一・第二・第三、各御料地に二、〇〇〇町歩の水田をひらくとしている。

星吉古衛門の二度にわたる大規模灌漑計画は、ともに陽の目をみなかつたが、取水径路に幾分の違いはあつても、その第一案は、第二次世界大戦後、羽鳥用水として実現している。

**阿武隈川引水案** 明治末期から大正初期にかけて、西白河郡旧関平・滑津・中畑三カ村に跨るいわゆる滑津原に阿武隈峯治が、ただでさえ水量に乏しい阿武隈川の水をこの新規開田に引くことになれば、今まで阿武隈川の河水に依存していた、旧釜子・吉子川・沢田各村の熟田も水不足を招くことになると反対している。大正三年彼の作った「阿武隈川ノ水利ニ関スル卑見ノ覚工書」は、阿武隈川の河水がこの地域の農業用水としていかに重要なものであつたかを活写している。少し長くなるが、その一節を次に掲げる。

「**阿武隈川（上流）** ハ水量常ニ多カラズ。殊ニ例年五月月下旬ニハ、西郷村ヨリ沢田村ニ至ルマデ、略二千町歩ノ乾田ニ對シ同時ニ灌漑スル為、數カ所ニ於テ堰留メラルヲ以テ、右ノ季節ニシテ降雨少ナキ時ハ、沿岸到ル所、<sup>ホツカ</sup>挿秧ニ苦シミ数百千ノ人、雨乞ヒト称シ、蓑笠ヲ着ケテ阿武隈川ノ上流大熊流ニ集合シタルコトハ、從前ソノ幾回ナルヲ知ラズ。近年、氣象ニ関スル智識稍々普及セルが為メ、雨呼バリト称シ多數集合シ天ヲ仰ギテ絶叫スルガ如キ風ハ魔レタリト雖モ、用水欠乏シテ挿秧ノ時季ヲ失シ、又、稻ノ発育ヲ妨ゲラルル事、往々之アルナリ。」

大野峯治は、旧関平・滑津・中畑三村の水利に阿武隈川の河水をそのまま取水することに警告を発し、その代案として星

吉右衛門同様岩瀬郡湯本村の鶴沼川の水を阿武隈川に落し、その水を利用することを提案している。大野のこの考え方の根底に、西郷村の菊地鉢太郎(甲子の湯守り)の説くところと述べて、星吉右衛門の名が出てこないのはいさか不思議の感がする。ただ文中に、明治三十年頃、当時の西白河郡長飯塚清通外二、三名が、鶴沼川疎水の事について実地を踏査云々といつているのは、星吉右衛門の第二回目の建白書と、時期・場所が同じ点からみて、星の建言が県の関心を惹くところとなり、現地調査の段階までいったと考えてよいかも知れない。

結局、大正四年西白河郡関平村、吉子川村・滑津村連合耕地整理組合が設立され、組合長に入江新六郎、副組合長に水野谷徳次郎を選んで、いわゆる滑津原五五六町歩の開田の開拓が推進されることになる。この民営開墾事業は、県の補助も受けて進捗し、昭和三年になつて完了したが、この間、当初七、六町歩に過ぎなかつた水田が、最終的には、一、八八一、三一七町歩に拡大されている。

### 大正時代の 用水計画

湯本村の鶴沼川の水を山を貰いて矢吹が原に導入することになる。この民営開墾事業は、県の補助も受けて進捗し、昭和三年になつて完了したが、この間、当初七、六町歩に過ぎなかつた水田が、最終的には、一、八八一、三一七町歩に拡大されている。

以上、概説したように、矢吹が原の開拓に必要な用水源としては、先人の指向する処、すべて岩瀬郡の有志によつて、矢吹が原開田に関する申請書が時の県知事宛に提出された。その実態調査に県から派遣された技術者は、湯本村の羽鳥に貯水池を構築し、トンネルでその水を岩瀬郡湯本村から流れでる隈戸川に落し、矢吹が原に導入するのが最も効率的であると結論している。この計画は技術的困難に加うるに経費の捻出難によって実現の運びに至らなかつたといわれている。もつともこの計画が実現すれば用水路が御料地・御獵場の真只中を貫通することになるので、宮内省筋の不同意が予想されることも、不発に終つた理由の一つに挙げられよう。

大正十三年には、農林省が全国的規模の土地利用計画をたて、矢吹が原もそのなかに含まれることになつた。これに力を得て、大正十四年十月、地元矢吹町に矢吹町奮起開田事業後援会が結成され、矢吹が原五、〇〇〇町歩開田を旗印に全町民に協力を呼びかけた。その後矢吹町役場に事務所を置く鶴沼川疎水開田期成同盟会がつくられ、やがて県知事・県選出国會議員を顧問に推戴する矢吹が原開墾期成同盟会に発展して、国営開墾を要求する運動が拡がつてゆく。<sup>(注2)</sup>

注(1) 星吉右衛門の明治十八年の建白書の写しに、星と連名で岩瀬郡吉領原の士族開墾人吉田商司方寄留人安藤彦十の名がある。

安藤は不明だが、吉田は同じ頃吉領原（吉美根原）に入植した旧二本松土族の一人である。これでみると星の用水路導入計画には、八幡原・十軒原・滑津原だけでなく、岩瀬郡の開墾地にも同調者がいたことが窺える。

注(2) 星吉右衛門の事蹟については、通水建白書のほかに漆栽培も忘れてはならない。最初大和久で漆樹の栽培にあたっていたが、近隣に忌避されたため、明治二十八年以降、会津の喜多方町に事業を移し、公益社という合資会社を設立して漆の栽培、売買を行っている。

#### (五) 停滞する農業經營

##### 明治初期の農業

御一新的時代を迎えて、明治政府は産業の近代化を目指して殖産興業政策を推進した。いわば上からの産業革命ともいべきもので、重要産業の官営、産業貸付金の交付、民間産業の保護、勧農政策の実施などがその主な内容といえる。以上のなかでこれから述べるこの地方の産業に関連を持つものは、産業貸付金制度と勧農政策である。前者は、封建大名制の解体に伴う沿落旧士族の救済策として、その帰農奨励に向けられた。後者は主として、西洋農法の輸入にあり、西洋作物や家畜の輸入と普及、明治十二年の三田農器具製作所設立にみられる西洋農具の導入と一般化、試験場・模範農場の設置など、農業の近代化を目指して明治政府の啓蒙的姿勢が明確にあらわれている。しかしこれら西洋農法の直輸入的施策は模範と仰いだヨーロッパ諸国と日本との間の自然的、社会的条件の相違と、短兵急な無系統的輸入のため、その努力の大半は失敗に終り、日本古来の農法の改良、発展を主張するいわゆる老農グループの活躍にその場所を譲ることになる。この試行錯誤の過程は、そのまま福島県の農業の姿であり、矢吹が原周辺の農法の姿でもあった。

『資料明治前期福島県農業史』のなかで庄司吉之助は、この期間の福島県農業の発展過程を次の三時期にわけて明確にしている。その一は、明治五年頃から同十年頃までで、地租改正が行われるとともに、西洋式農法の移植が図られ、一方士族開墾、養蚕業の発展、果樹の増殖がおこなわれた時代とし

ている。その二は、明治十三年頃で、稻作・普通畑作の耕種法改良がおこなわれた時代で、その三は、それから明治十八年頃までの農具の改善・馬耕の普及とともに、品種の選拓・肥料への関心が嵩まってきた時代としている。年次的に幾分のズレはあるが、矢吹が原周辺の農業も同じ経過を辿っている。たとえば明治十三年開設された宮内省御開墾所の西洋式牧場経営とその挫折は、西洋の大農式農法直輸入の典型的な事例であり、また前に述べた士族開墾、特に入江新六郎の甘蔗栽培と製糖は前記の庄司説の第一に該当する。

また明治十四年、郡山農学校に開催された第一回農事会を始めとして、県・国を問わず各種の会合・及びその記録が公刊され、耕種その他の知識の交換・普及がおこなわれているのは、その第二にあたるといつてよい。一例を挙げると農務省農務局が刊行した農事月報第一三号は、前年度全国各地から寄せられた田圃などの虫害についての質疑を特輯しているが、福島県では西白河郡大沼・吉岡・川原田三村の大豆虫害、宇多・行方両郡の梨樹虫害、行方郡のゾウムシの害等について取り上げられている。維新後わずか十数年で僻村の農事が全国的規模で中央に集約され、さらにそれが地方に還元されているのは驚くべき努力というほかはない。

第三の時期の旧慣農法の克服、つまり農具の改善、馬耕の普及、選種等については明治十八年、旧矢吹村に馬耕伝習場が設けられたこと、同二十二年には西白河郡を対象に米作授業人が白河に来ている程度の資料しか見当らない。しかし隣郡の岩瀬郡では、同じ頃、老農林遠里・新進の農学者横井時敬が相ついで郡勧業会で講話し、のち参会者と質疑応答をおこなっているので、矢吹が原周辺の農村でも新しい農法に触れつつあったことは間違いない。

ただ、この時代までは、政府や県の農業指導は勸奨といった程度のものであり、その効果は地主階級に代表される一部篤農家だけに限定される。当然一般農民は、これら農業改良には無関心だったため、生産面における飛躍的向上は望みうべもなくなかつた。そのためもあって、明治二十年代後半になると、政府は農業技術の指導強化に方向を転換し、時には強制力を駆使して農法改善に乗り出す。これは明治十七年に発表された前田正名の興業意見の農業面における具体化で、小作条例・害虫予防規則・牛馬籍規則・鳥獸獵規則・農業試験場設置・種苗場設置・農業巡回教師設置などが統々と実施

される。明治三十七年、福島県が普通農事改良普及方法<sup>(注2)</sup>として、中通り地区に指示した「実行セシムベキ事業ノ種類」は種穀の塩水撰・麦黒穂の予防・正条植普及・堆肥の改良・害虫の駆除のほか通し苗代の廃止を擧げているが、その実施に当っては、隣郡岩瀬郡旧浜田村の例だが、警察官立会で苗代を検査する程だった（明治41年同村委会議事録）。塩水撰とは、良穀の選別方法であり、通し苗代の廃止は短冊苗代の普及が目的である。正条植の普及は、当時なお乱雑植が跡を絶つてゐなかつたことを教えてくれる。明治四十年度旧三神村事務報告の農商の項に、村役場の施策として、一、短冊苗代を実施、一、小学生を動員して害虫駆除、一、稻・麦の塩水撰を農事講習生を指導者として実施、一、林業講習会に県技師を招聘し、四一名受講、一、蚕業学校西白河郡出身者の講話を聞くとあるのは当時の事情を物語つてゐる。

**明治後期の農業** 福島県是資料によると、明治末期の中通り地方の農業は、整地には平鍬・三本鍬・万能・唐鍬・馬耙が用いられ、施肥は人糞尿のための担ぎ桶・肥柄杓、耕耘には、犁、除草には田打車が一般的の農具であつた。また収納には、鎌・稻扱き・唐箕・摺臼・万石・箕・穀篩・連枷、運搬には、ヤセウマ・荷車等が使用されてゐる。

前掲の資料『明治前期福島県農業史』によると、西白河郡の場合、明治二十一年度の米、大麦の反当収量は、米は最高二石四斗、平均一石四斗六升、大麦の最高は二石で、平均は一石二斗三升である。県内での米の最高は北会津の四石八斗、大麦の最高は信夫の三石七斗で西白河郡と各郡とを比較してみると、大麦は中位だが、米は県南各郡と共に県の最下位に近い。もし反当収量の多寡が農業の発達段階の指標となるならば、西白河郡の農業はかなり低落した状態にあつたといわねばならない。この時代の稲作のための肥料は、県北の信夫、伊達地方や浜通りの磐城地方ではすでに、魚粕、会津地方では油粕が多量に使用され始めているのに、西白河郡では依然として生草・厩肥・人糞などの併用が主流を占めている。また明治四十三年度の牛馬耕の浸透度は、西白河郡の場合、田は九二・五町歩、畑に至つては僅か〇・二五町歩計九二・七五町歩実施されたに過ぎず、戸数でいえば、牛馬耕を行つたのは一、二六四戸で、西白全農家の二四パーセントに過ぎない。

第17表 明治四十二年度の関係町村の戸数、農家戸数、耕作地

	農家戸数			耕作地			単位、町歩
	戸数	専業	兼業	合計	田	畠	
矢吹町	五五	一九	一七	三三	一九・九	一五・八	三三七
中畠村	三〇	二六	三三	二〇	三〇・七	二六・一	六六・六
三神村	三一	三〇	一〇	三三	三〇・〇	六六・四	九三・四

(明治四十二年四十三年福島県西白河郡統計書より作成)

セントに過ぎない。専業率の高いのは、旧中畠村で、実に八五バーセントの高率を示す。一戸当たり耕地面積は専業農家の多い旧中畠が二・四町歩と最高で、旧三神・矢吹が、それぞれ一・八町歩、〇・九町歩となる。田畠の割合は、旧矢吹・三神は相半ばしているが、旧中畠村では田四五、畠五五の割合である。米は、旧矢吹町で一二三・四町歩に作付され、収穫は二、一五三石、旧中畠村は、二八八・八町歩の作付で、四、六二〇石の収穫、旧三神村は、三〇〇町歩の作付で、五、〇五四石の収穫である。したがって各町村の反当収量は、旧矢吹・中畠・三神の順に、それぞれ二、二三六合、一、六〇〇合一、四七八合となる。

畑作物は多種多様である。大麦・小麦・大豆・小豆のほか、豌豆・蚕豆・粟・稗・蕎麦・唐黍・甘藷・馬鈴薯・青芋・漬菜・牛蒡・大根・人参・葱・南瓜・茄子・胡瓜・菜種と続く。郡内二〇町村のなかで裸麦を栽培しているのは、矢吹町始め一〇カ町村だけで、旧矢吹町は七反歩耕作して九五石の収穫を挙げているが旧中畠・三神では耕作されていない。蒟蒻・楮を栽培しているのは旧三神村だけで、蒟蒻は五反歩で二五貫、楮は二・五反で二五〇貫の収穫を挙げている。養蚕農家は、旧矢吹町が九一戸、旧中畠村が一一八戸、旧三神村は二六八戸で、旧三神村が一頭地を抜いている。当然、収穫高も旧矢吹・中畠のそれぞれ、一二七石、一四四石に対しても、旧三神村は三三二石と圧倒的に多い。しかも、旧三神村は、翌四十三年には、さらに飼育戸数が三三〇戸と六二戸も増え、四五九石と収量を上げている。

## 矢吹の農業

さらに、関係各町村の農業を、

島県西白河郡統計書でみておく。第17表に掲げたと

おり、純農村の型態をとっているのは旧三神村で、全戸数中九四バーセントが農家で、旧矢吹町になると宿場町の面影を残して農家は六五バーセントにとどまり、専業農家だけをみると、全戸数の二八バーセントに過ぎない。

専業率の高いのは、旧中畠村で、実に八五バーセントの高率を示す。一戸当たり耕地面積は専業農家の多い旧中畠が二・四町歩と最高で、旧三神・矢吹が、それぞれ一・八町歩、〇・九町歩となる。田畠の割合は、旧矢吹・

三神は相半ばしているが、旧中畠村では田四五、畠五五の割合である。米は、旧矢吹町で一二三・四町歩に作付され、収穫は二、一五三石、旧中畠村は、二八八・八町歩の作付で、四、六二〇石の収穫、旧三神村は、三〇〇町歩の作付で、五、〇五四石の収穫である。したがって各町村の反当収量は、旧矢吹・中畠・三神の順に、それぞれ二、二三六合、一、六〇〇合一、四七八合となる。

畑作物は多種多様である。大麦・小麦・大豆・小豆のほか、豌豆・蚕豆・粟・稗・蕎麦・唐黍・甘藷・馬鈴薯・青芋・漬菜・牛蒡・大根・人参・葱・南瓜・茄子・胡瓜・菜種と続く。郡内二〇町村のなかで裸麦を栽培しているのは、矢吹町始め一〇カ町村だけで、旧矢吹町は七反歩耕作して九五石の収穫を挙げているが旧中畠・三神では耕作されていない。蒟蒻・楮を栽培しているのは旧三神村だけで、蒟蒻は五反歩で二五貫、楮は二・五反で二五〇貫の収穫を挙げている。養蚕農家は、旧矢吹町が九一戸、旧中畠村が一一八戸、旧三神村は二六八戸で、旧三神村が一頭地を抜いている。当然、収穫高も旧矢吹・中畠のそれぞれ、一二七石、一四四石に対しても、旧三神村は三三二石と圧倒的に多い。しかも、旧三神村は、翌四十三年には、さらに飼育戸数が三三〇戸と六二戸も増え、四五九石と収量を上げている。



明治7年ころからはじめられた馬糞風景  
〔西白河郡誌〕所収

畜産する。家畜は牛の飼養ではなく馬だけである。古来馬の飼育の盛んな土地柄で、運搬、労働、厩肥源として馬ぬきの農業は考えられなかつた。試みに明治十一年の共武政表<sup>(注3)</sup>で、各大字別の戸数と馬飼育数を列記

矢吹地区 柿之内 七九戸 一二一頭

矢吹 一五七戸 七二戸  
中畠新田 四五戸 六〇戸

中畠村区	松倉	大和久	七六頭
中原	平鉢	三七戸	五八戸
中宿	内	二七戸	二九戸

寺内	四三戸	二二戸	二〇戸
平鉢	二五戸	二七戸	
中畠	五〇戸	二〇戸	

三神地区	中野目	八七戸	二二戸
三城目	乗	七六戸	二八戸
須田	一九戸	二六戸	二六戸
神田	二二戸	三八戸	

明治四十二年には、旧矢吹町では一六〇頭、旧中畠村では一八八頭、  
旧三神村では二七八頭となつていて、そのうち外国種は各町村に、一、  
二頭づついるだけで、残りは、国内産または雑種である。<sup>(注4)</sup>鶏の飼育状況  
をみると、大半は一〇羽以下の飼育で、一〇羽以上五〇羽以下の飼育農

堀井且歲

福島縣產馬會社  
西白河支社第五區

誘導本付候事  
明治廿五年四月二日

福島縣佐久會社西邊社

馬糞誘導掛辞令(三城目 堀井俊藏)

農村構造の三神村

旧三神村は矢吹町の東北部を占め、矢吹が原の中心部でもある。今度は、さらに視野を狭めて明治四十一年の旧三神村の農業経営の概略を探つてみる（明治41年三神村農事調査）。

旧三神村は矢吹町の東北部を占め、矢吹が原の中心部でもある。今度は、さらに視野を狭めて明治四十一年の旧三神村の農業經營の概略を探つてみる（明治41年三神村農事調査）。

の概略を探つてみる（明治41年、神村農事調査書）

旧三神村は、三城目・神田・中野目・堤・明新の五大字で構成され、総面積は二三六町歩である。その九七パーセントにあたる二二九町歩が耕地化され、田畠が相半ばしていることは前に述べた。五大字中、最大なのは三城目で、村役場が設置され、耕地も全村の五〇パーセントを占める。田畠の割合は、田一、畠二である。田は五大字

卷之三

明治二十五年

明治25年産馬会記録  
(中畑 岡崎長成蔵)

産興會 記録  
明治25年産  
(中畑)  
人口は六一パーセントを占めている。村全体の自小作別の割合は、自作農が一九パーセントの五七戸、自小作は五二パーセントの一五二戸、小作農は二七パーセントの七八戸である。比較するのは一寸無理かも知れないが、明治二十三年、福島県がまとめた西白河郡の農事調査によると、三神となつていて、二〇年の経過は驚く程の苛酷さで農村の經營的構造を変えていく。  
村を含めた管下農村の自小作別の割合では、自作が五三パーセント、自小作が三八パーセント、小作は僅か八パーセント。

米の収量はどうか。旧三神村全体では、上田の反当収量一・四石、中田二石丁度、下田一・二石で平均一・八石<sup>(5)</sup>となる。

630

これも比較するのはすこし無理かもしれないが、前に挙げた明治二十一年の西白河郡全体の平均反当収量が一・四石だったのにくらべると、〇・四石の増加となる。

小作料は、上田を借りた場合は、一・六石、中田で一・二石、下田で〇・八石、平均一・二石の割となつてゐる。これと前に記した上、中、下田の反当収量にあてはめてみると、小作農の取り分は地主の六に対して四にしかならない。

次に稻作の收支をみると、一反歩あたり支出では、肥料代が四円二五銭、労賃が一六円一七銭、地租等の雜費が二円二〇銭で計三円六七銭となつてゐる。労賃が支出の七〇パーセント近くなつてゐるのは、人力二五・八人分、馬のべ四・一頭分が計上されているためで、労賃は日雇の場合、男一日三五銭、女三〇銭、年季雇では、男は最高三円五、最低三〇銭、平均三三円五〇銭、女は年平均一九円である。また肥料代は苗代の肥料として、人糞〇・三石、灰〇・〇五石、本田の肥料は厩肥二五〇貫、大豆〇・一石の使用を見込んでいるためで、肥料代のうち厩肥代が二円九〇銭を占めている。一方収入は、玄米一・八石売却代金二五円二〇銭ほかで合計二七円五銭、差引三円四四銭の利益となつてゐる。

第18表 稲作における年度別比較

年 度	項 目
種 子 量	
勞	男
七 五	一 〇 升
三 六	五 人
九 人	女
四 一	馬
頭	力
男	勞
女	貨
馬	價
一 七	一 七 円
四 三 円	一 七 円
一 六 石	一 六 石
一 四 〇 円	一 四 〇 円
肥 料 代	
平 均 收 穫 量	一 反 當 量
平 均 售 價	一 石 當 格

明治二十年 福島県農事調査書西白河郡三神村の分

第六編 近

の記録がある。旧三神村で夏蚕が始ったのは明治八年頃からで、初めは自家用に糸を紡いでいる。春蚕は明治二十年頃からで、三城目の丹内作・松山利惣治の努力によるものとされている。蒟蒻は明

治十五年頃からで、最初、諸  
根民治、あとから丹内忠助

耕作したのが三神村における煙草栽培の起源である。

佐久間源吉が栽培し、明治二十年頃には全村に拡まつたが、明治三十年から同四十年頃までが鼎で、そのうち腐敗病がでて、大正に入る頃には、だんだん廃れてしまつた。白色レグホーンの飼育が始つたのは明治三十五年、関根亀吉が西白河郡役所から種鶏を五羽交付されたのが嚆矢で、以後ほとんどの農家で飼養されるようになる。煙草は、明治四十五年頃、神田の藤井安蔵が、専売局から松川葉の種子の交付を受けて

矢吹の工業

**矢吹の工業** つぎに農業をはなれて、矢吹原周辺の工業にふれる。明治時代のこの地域には工業としてはほとんどみるべきものがない。明治三十年の福島県勧業年報(第一六回)によると、矢吹町に座標の矢吹製糸合資会社が、二六名の社員、六、〇〇〇円の資本金で設立されているほか、刻み煙草の中貴煙草合資会社が同じ年の十二月に、八九名の社員、一、二〇〇円の資本金で設立されている。



石綿焼陶器廣告

綿布及麻布	綿織生藍染海茶	藥乾藥甘野菓砂醬洋酒	石油鹽	麥粉及米粉	雜米類穀
絲	糸玉料草	粉物種諸菜物糖油酒	油類		
目					

明治三十七年七月には、資本金三、〇〇〇円で矢吹製材合資会社が、同四十年八月には旭製材所が設立されているが、詳細はわからない。異色なのは旧三神村神田の石綿を原料に焼である<sup>(注6)</sup>。神田の藤井金次が明治十九年に創業したもので、石川郡の石綿を原料にしている。石綿を細粉化して陶土と混ぜ手捻りで成形したものを焼く製法で、湯呑・急須・花瓶・筆立・火鉢・茶卓などを製作販売した。火中で焼き返すと新品同様になるのが自慢で、金十郎の子金次がこれを受継ぎ明治時代にはかなり珍重されたが、現在ではほとんど残っていない。

農村地帯における原始的な機械力としての水車の役割を見落すわけにはゆかない。肝腎の水が足りない地域なので、面積の広い割には水車の数は少ない。明治十八年の微発物件一覧によると、矢吹村外十五村（これは、明治二十二年町村制施行後の旧矢吹・中畑・三神三村の地域と大体同じであるが）には、二一箇の水車があったが、明治二十六年には、僅か八個に減っている。そのうち、四個が旧三神村大字三城目に集中している。

いわゆる職人と呼ばれる自営工業を営む者の数は、半農半工的性格をとるため明確なものを得ることは難しい。これも微発物件一覧によると、明治十八年の集計では、

第20表 明治十八年西白河郡職種別職人數調

車	木	桶	竹	縫
大	工	工	工	工
革	鞍	鍛	石	泥
工	工	工	工	工
蠟	雜	染	指	屋
燭	燭	物	根	根
工	職	職	職	葺
杣	瓦	木	建	茅屋根
職	挽	具	具	屋
職	人	職	職	人
三	四	六	三	五
銳	鋸			
職	職			
一一				

合	雜	牛	生	薪	疊	金	楮	和	鮮	麻	綿
	貨	馬	苗	石	表及蓮類	物及鑄物類	皮	千	鹽		
		羊	木	肥	蔓	硝子器					
		豚	石材及煉瓦石	料		陶					
計	貨		木	類		器					
						漆					
						硝子板					
二、九	究	六	一	老	八	〇	元	六	〇	四	二
八	究	三	〇	美	九	一	七	二	一	六	一

西白河郡全体に第20表の職種の職人がいる。

第21表 町村別職人数

一方、西白河郡の町村別の職人数は、第21表のおりである。

### 農会の設立

明治時代も後半になると、農村の組織化も軌道にのつてくる。農会は明治二十六年、旧矢吹村で設立運動があつたが、これは不成功に終つていて、

本県告論ニ拵リ村農会設立ヲ一村ニ説論シタルモ、中畠新田、大和久ノ二部落ハ入会スルモノナリ。矢吹ニ於テハ、小團結ノ組織ヲナスモ、完然タリト言フヲ得ズ。尚、規模ヲ大ニシテ全村ノ農会タルヲ視ルノ計画ナリ。

「明治二十七年矢吹村事務報告」

結局明治三十年になって旧三神村に農会が誕生したが、これと前後して旧中畠、矢吹二村にも農会が設立されたものと思われる。当時の農会は農政面での県の出先機関的存在で、村当局と提携して県の示達する農事改良を村民に呼びかけている。

注(1) 岩瀬郡勧業会日誌をみると、明治二十一年には農商務省技師練木喜三郎が蚕糸の技術指導に、翌明治二十二年には農商務省派遣の新進農学者——当時は技師試補に過ぎなかつた横井時敏が蚕糸と稻作の指導に、翌明治二十三年には老農として全国的に著名だった林遠里が稻作指導で訪れ、翌明治二十四年には再び横井時敏が須賀川を訪れている。林遠里は須賀川にくる前、白河で米作改良法を講話している。

注(2) 福島県における強制的農事指導の例として、明治三十七年の普通農事改良普及方法がある。これは農商務省の全国府県農会に対する諭達によるもので、「実行セシムベキ事業ノ種類」は地区別に改良策を挙げたのち、耕地整理完成の土地では正条植、牛馬耕、共同苗代、改良農具の設備、二毛作をすすめ、「漸次実行セラルベキ種類」として、肥料及施肥法の改良、収穫物調整の改良及び一定収穫物売却方法の改良を求めている。特に最後の収穫物の売却は、「近隣ノ米商人ニ輸送シ、トキノ相場ニテ売却ヲ多シトス。自ラ秤量ヲナサズ商估ニ一委スル為、往々壘塞セラレルモノアリ。」といふ時代であった。

注(3) 共武政表、明治初期から中期にかけて国内作戦の軍事目的から、毎年作成された地域別各種集計、のち、微発物件一覧と呼ばれる。

注(4) 馬の売買は、毎年春秋に開かれる馬糞でおこなわれるが、明治三十年の矢吹糞は四月一日から三日間で、牝九三頭、牡一匹二頭計二三五頭が売買され、総額七、三八四円、一頭当たり、三一円四九銭だった。

東	三	三	金	白	河	山	吹	矢	田	太	田	島	坂	子
三	三	三	金	白	河	山	吹	矢	田	太	田	島	坂	子

第一章 明治期の矢吹

第22表 明治四十二年度関係町村の商業戸数

(明治四十二、同四十三年「福島県西白河郡統計書」による)

注(5) 前掲の西白河郡統計によると、郡内の種類別の反当収穫量は次のとおりである。

年	粳	糯	陸稻	平稻
明治二年	一七石	一六石	一〇石	一四石
四年	一〇石	一〇石	一二石	一四石
八年	一一石	一一石	一二石	一四石
九年	一一石	一一石	一二石	一四石

<sup>(6)</sup> 県立福島図書館蔵「福島県の窯業」によると、石綿焼は「石綿は粘土を以て坯土となし、最も低火度に於て焼成せる粗陶器」とし、石川郡沢田村大字沢井でも生産しているとある。もつともこれは大沼郡本郷町にいた岩田某が明治三十九年から居住して製造を始めたとあるので、藤井家の方が早い。しかし沢井で作っていたのは建築用の敷瓦・窓枠・耐火モルタル等で、産額も神田とは比較にならない程多い。

△参考資料▽

安積開拓史

卷之六

東村史・上巻

農事月報 第一二、一三號

福島県是資料

資料明治初期福島県農業史

福島県動業年報第一六卷

福島県勸業会日誌

共武政表·徵癆物件一覽

明治四十二、四十三、福島県西白河郡統計書

三神村郷土誌

帝室林野局五十年史  
福島県農地開発史料

第一卷

昭和十四年 帝室林野局刊  
昭和四十四年刊 福島県耕地課

白河市立図書館蔵

昭和二十二、二十三年

昭和四十六年 大霞会内務省史編集委員会刊

昭和二十七年 福島県史料集成刊行会刊

西日川郡東村刊

吉川弘文館

昭和十一年福島県教育会刊

日本狩獵百科

福島新聞  
福島民報

岩聲新聞

中畠村御料地・御獵場後授会由来記

楚人冠全集 第三卷

日本畜産会社の概況

矢吹が原御料地並ニ開墾計画書

明治四十一年西白河郡三神村基本調査農事調査書

昭和九年、県  
福島県文化センター蔵

明治二十五年ヨリ県ノ郡府人民願伺届綴

原教全集 上巻

獵場録・例規録 自明治二十一年至同二十五年

宮内庁書陵部蔵

旧三神村役場

(戸石 清一)

県立福島図書館蔵  
須賀川市立博物館蔵

同

## 七 日清・日露戦争と生活

(一) 日 清 戰 爭

### 戦争おこる

明治二十七年三月二十九日、朝鮮半島の全羅道に東学党が暴動を起した。仏教や儒教などの東洋宗教で結束した集団で、清国への援助を受けていた東学党は、李王朝軟弱政策につけ込んで立ち上ったのである。東学党はその後勢力を強めて行つたので、清国は暴動鎮圧の名目で三、〇〇〇の軍隊を送り、日本も七、〇〇〇の軍を送り込んだ。これがもとになって同年八月一日、日本は清国に宣戦布告し、日清戦争がはじまつた。

戦争がはじまると県内各地から戦場で働きたいという者が多く出たので、軍夫を募集したところ、八日間で三、二一四

人の応募があつた。その内二、二九三人が軍夫として採用された。軍夫というのは正規の兵隊ではなく、戰線の後方で雜役をする作業員で、一日の日当が四〇銭、戰地に出ると一〇銭増給される。採用がきまると紺色のハッピ・モモヒキ・ハラガケ・浅黃色のオビなどが支給され、ちょうど当時の人力車夫のようなスタイルである。當時福島共同生糸荷造所の男子の日当が二八銭と三五銭にくらべて割がよいというのもひとつの魅力であつたらしい。このようにして続々と軍夫が採用されたが、西白河郡内で採用されたのは二五人であった（福島民報）。

**従軍兵送別会** 戰争が始まると各町村に召集令状がきて、召集兵・軍夫が盛大な送別会（壮行会）を受けて元気に戦地に出発した。

三神村では八月十五日に従軍兵士及び軍夫の送別会が開かれた。その時のように福島民報はつぎのように報じている。

会場は三城目沢尻の原野にして、国旗をかざし球灯を吊り、外觀甚だ壯なり。午後四時開会、収入役開旨を述べ、下士卒諸根文吉氏、従軍兵士総代として三沢熊之進氏、一場の演説ありて頗る盛会を極め、午後九時頃退散した。

また同紙によれば、九月二十二日午後三時、澄江寺で中畑村の送別会が開かれている。

国旗翻々旗高く流れ、裝置壯然たり。來會者八〇名、一同陛下の万才と陸海軍の万才を唱へ、演説等ありて退散せり。

出征兵は仙台の第二師團に入隊し、明治二十八年一月九日、広島の宇品港から一九隻の輸送船で出港し、雪の降りしきる十九日早朝、清國の山東半島に上陸した。そして清國艦隊が逃げ込んでいた威海衛を攻撃して、二月二日これを攻略した（<sup>→</sup>『ふくしま』）。

**従軍日記** 戰地に行った兵士達の履物はクツでなく、ワラジばかりで雪の山野をかけめぐり、真冬の戰争のつらさを身をもって味わつた。矢吹町の菅野家に残されている「日清戰爭従軍日記」には、つらかつた戦地のようすがつぎのよう綴られている。

（明治二十八年）二月一日、風林集ノ兵營ヨリ午前七時半出發シ、此ノ日モ大風雪ニテ寒氣非常、鬚髮皆金線ノ如ク、呼吸通迫シ、



戦捷祝賀会

（資料編Ⅲ 5-17四七）

戦況は九月十六日平壤を占領し、九月十七日、わが連合艦隊一一隻と清国北洋艦隊主力一二隻が黃海で戦い、五隻を撃沈した黃海海戦の報が伝わると、各地で勝利の祝賀会が開催された。十一月二十一日には旅順を占領すると、十二月九日にはその祝賀会が開かれ、人々は戦況が伝えられるたびに一喜一憂していた。この間白河の青年赤松章は自費で日清戦争の幻灯会を開催して、人々の戦争に対する関心を深めていた。

幸いにも戦いはわが軍の勝利のうちに明治二十八年四月十七日、日清講和条約の締結となり、朝鮮の独立を承認、遼東半島・台湾・澎湖列島の割譲、賠償金二億両支払、歐米なみの通商条約締結、威海衛保障占領などを取りきめた。人々も戦争が終つてホッと一息ついていたところ、四月二十三日になつてドイツ・フランス・ロシアの三国から、遼東半島を清国に返還するよう通告してきた（三国干渉）。そのため日本政府は仕方なく半島を清国に返還した。

しかしとにかく戦争に勝つたというので、五月十九日、西白河郡の戦勝祝賀の祝和会を城山で開催した。参会者一人万以上、花火も数多くあがり盛会であった。戦争がすんで従軍兵は郷里に帰ってきたが、明治二十九年十月四日、三神村で従軍兵士・軍夫二人を招き、また新入営兵四名も招いて凱旋祝賀会を開催した。十月二十日には白河小峰城趾で、西白河郡招魂祭ならびに祝勝会が西白河郡尚武会の主催で開催された。当日の余興には軍樂の他に花火・擊劍・新地のだし屋台手踊りなどがあり、盛会をきわめたという（福島民報）。

関節ハ強凍ヲ覚ニ。加フルニ前方ヲ一寸モ見ル能ハズ。此日第四旅團ハ前衛ニテ口字ト云フ處ヨリ進ム。我方旅團ハ本隊トナリ別路ヲトル。第二大隊ハ前兵。然ルニ風雪ノ為ニ本隊ヲシテ前兵ノ通過セシ道ヲ失ハシム。故ニ前兵ハ各兵毎ニ「モロコシカラ」一本ヅツ携ヘ、之ヲ路上ニ所々ニ置キテ本隊ヲ導キ進ム。午前一時頃東洋ニ達ス。時已ニ第十七連隊ハ、約半里ノ羊亭集ト云フ附近ニ於テ敵ト会戰、甚ダ劇烈ナリシ。当隊ハ東洋ニテ昼食ヲ食フ。飯ハ冷リテ喰フ可カラザルモ、空腹ニテハ叶フマジトテ皆食ス（『矢吹町史』4卷5-17四七）。

戦況は九月十六日平壤を占領し、九月十七日、わが連合艦隊一一隻と清国北洋艦隊主力一二隻が黃海で戦い、五隻を撃沈した黃海海戦の報が伝わると、各地で勝利の祝賀会が開催された。十一月二十一日には旅順を占領すると、十二月九日にはその祝賀会が開かれ、人々は戦況が伝えられるたびに一喜一憂していた。この間白河の青年赤松章は自費で日清戦争の幻灯会を開催して、人々の戦争に対する関心を深めていた。

幸いにも戦いはわが軍の勝利のうちに明治二十八年四月十七日、日清講和条約の締結となり、朝鮮の独立を承認、遼東半島・台湾・澎湖列島の割譲、賠償金二億両支払、歐米なみの通商条約締結、威海衛保障占領などを取りきめた。人々も戦争が終つてホッと一息ついていたところ、四月二十三日になつてドイツ・フランス・ロシアの三国から、遼東半島を清国に返還するよう通告してきた（三国干渉）。そのため日本政府は仕方なく半島を清国に返還した。

しかしとにかく戦争に勝つたというので、五月十九日、西白河郡の戦勝祝賀の祝和会を城山で開催した。参会者一人万以上、花火も数多くあがり盛会であった。戦争がすんで従軍兵は郷里に帰ってきたが、明治二十九年十月四日、三神村で従軍兵士・軍夫二人を招き、また新入営兵四名も招いて凱旋祝賀会を開催した。十月二十日には白河小峰城趾で、西白河郡招魂祭ならびに祝勝会が西白河郡尚武会の主催で開催された。当日の余興には軍樂の他に花火・擊劍・新地のだし屋台手踊りなどがあり、盛会をきわめたという（福島民報）。



三城目征清記念碑  
(三城目 景政寺境内)

この日清戦争の戦死者・廃疾者など一万七、〇〇〇人、軍馬一萬一、五〇〇頭が死んで、軍費は二億四七万円であった。西白河郡で戦争に召集された兵士は一五三人、軍夫は一三一人、従軍死亡者は兵卒一人、軍夫一二一人である。(『白河市史』下)。三神村の従軍者数は陸軍の現役四名、予備役三名、後備兵五名、補充兵五名、国民兵三名、計一六名、矢吹村の従軍者は一二名であった(『矢吹町史』4卷4-7-19)。

戦死者は三神・中畠・矢吹共になかったが、中畠村に負傷後死亡一名、病死一名と、いたましい死者を二名出してい

る。

### 戦争中のくらし

戦争中矢吹の人々はどんな暮らしをしていったのであろうか。稻作についてみてみよう。

明治二十七年の西白河郡の稻作の状況を福島民報はつぎのように報している。

○田植は六月三十日頃終る。苗不足もなく時々雨もあって、今の処発育は順調である。(七月三十一日)

○七月二十日頃より郡内各地に螟虫が発生し、みんな田んぼに出て、蚕食した稻葉を拾い取って焼き殺した。今の処は二番除草を終り、早稲は出穂、水は少し不足したが、(八月)八日の夜の雷雨で十分になり、稻の生育は頗る佳良である。(八月十七日)

○近來稀なる豊作。(九月十六日)

○螟虫の被害の甚だしかった処では、収穫が少し減少したが、一般的には平年より一割五分の増収であろう。陸稻は近年一般に良い結果を收めているが、今年は頗る豊作である。(十月二日)

この年の螟虫駆除について、矢吹村役場の事務報告はつぎのように述べている。

昨年大字矢吹字宮の前外四字の耕地に螟虫が発生した時、その駆除の時期が遅れて失敗したので、今年は苗代の時期に灯火誘殺法で駆除の予防をしたので成功した。ところが田植後螟虫の発生をみたので、また駆除予防法を実施した。

当時の螟虫駆除のようすがよく報告されているが、とにかく明治二十七年は豊作であったが、米の値段は戦争の影響で、出来秋になつてもさがらない。白河の米価が一石八円七〇銭。前年は七円五〇銭であったから、農家は大へん喜んだが、これに反して商店は不景気であつた。

### 戦争後のくらし

明治二十七年の豊作に続いて同二十八年は全国の米の収穫量が三、九九六万石で、前年の四、一八六万石よりは減収ではあつたが、ますますの出来であつた。こえて明治二十九年の西白河郡の稲作状況を福島民報より拾つてみよう。

### ○種種の水浸しが例年より一、二日ほど遅れている。(四月十六日)

○陸稲の種まきは五月一日頃より七、八日頃までに終り、晴天が続いたので一時発芽が妨げられたが、その後雨が降つたので発育は良好になつた。(六月十日)

### ○稻作は土用中気候が順調だったので、一割以上の増収になるだろう。陸稲は豊作。(八月二十三日)

### ○度々の出水で稻作は多少減少したが、平年よりは幾分の増収。(十一月十七日)

この結果全国の米の収穫量は三、六二四万石と前年より少なかつたが、明治三十年には近来にない大凶作で、米の収穫量は三、三〇四万石と大減収であった。ところが明治三十一年には大豊作、四、七三九万石とすばらしい出来であつた。これらの豊作・凶作は天候に左右され、大事な時に晩霜・気候不順・台風・洪水があると、すぐに減収になつてしまふ。

### 養蚕

麦の出来、不出来も農家の気になるところであるが、養蚕も農家の経済を支える大事な収入源であ

る。養蚕家にとつて明治二十九年五月八日の晩霜の痛手は大きかつた。桑の葉の被害は意外にひどく、三神村では桑園三九町歩の内ほとんど半数がかなりの被害を受けた(『白河市史』下)。この年横浜の生糸相場が十月始めまで高騰していたが、突然低落し十二月になつても暴落する状況になつた。明治二十八年の九三〇円と七五〇円が明治二十九

年には八四〇円と六三〇円に落ちこんだ。明治二十九年羽二重の輸出額をみると、前年の四、七八六万円にくらべて一、八八三万円と大きく落ちこんでいる。しかし明治三十年は好調になり、輸出額も五、五六三万円と大きくはね上った。蘭の値段はこれら貿易との関連があり、蘭の収穫量が多かつたからといって安心ばかりもしていられない。

日清戦争前後の人々の生活は、これら米・蘭の値段と関係が深いが、いま全国と福島県の米の収穫高はつぎの表の通りである（第23表）。これでみるとその年の米の出来、不出来がよくわかる。またその頃の白河町と中畠村の米価はつぎの表の通りである（第24表）。

第23表

年次	米の収穫量	
	全 国	福島県
明治三 〇	四、四六、六七石	一、三五、〇七石
三 一	七、二六、四二八	一、三〇、五三
三 〇	四、八五、〇七七	一、四五、三一
三 七	五、九〇、九八	一、三四、六七
三 一	六、二〇、五三	一、三五、八七
三 〇	七、〇九、二五三	一、三〇、三七
三 七	七、二六、六六	一、三五、八七
三 一	八、九六、二三	一、二七、八七
三 〇	九、三五、八五	一、三五、八五
三 七	一、四六、七四	一、三五、八五

(福島民報による)

第24表

年次	白河町と中畠村の米価（明治二十五年～三十三年）	
	白河町	中畠村
明治三 〇（一石につき）	七円四錢	（一石につき） 六円六錢
三 一	七・五〇	（月定期買方同盟おこり、年末は六円台となる）
三 〇	八・七〇	（豊作だが日清戦争おこり騰貴一〇円台となる）
三 七	八・七〇	九・七〇
三 一	八・七〇	八・七〇
三 〇	九・七〇	八・七〇
三 七	九・七〇	八・七〇
三 一	二・一七	因作、戦後の企業洪水等により上向く
三 〇	二・一七	因作のため騰貴、一〇月には四円台となる
三 七	二・一七	八月には七円台となつたが豊作見込で下る
三 一	二・一七	各地方に水害あり
三 〇	二・一七	九州地方虫害さかん
三 七	二・一七	
三 一	二・一七	

(注) 白河町の米価は「白河百年史雑記帳」による。  
中畠村の米価は「澄江寺の過去帳」による。

(二) 日露戰爭

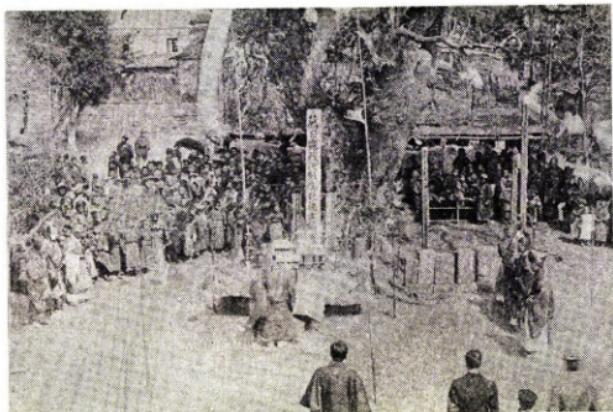
軍備拡張

日清戦争は日本の勝利に終ったが、三国干渉によって遼東半島を清国に返した。ところが三国は「日本から遼東半島を取り返してやった」のだから、ドイツは清国に膠州湾の五〇年間租借を要求し、

ロシアは清国に大連・旅順の租借を要求し、南満鉄道敷設権・鉱産物採掘権を獲得した(明治三十一年三月)。これをみた日本は黙っていられない。三国干渉のうらみを晴らさなければと軍備を拡張しはじめた。陸軍を六師団ふやして一三師団としたが、(明治二十九年三月)歩兵第二九連隊ができたのはこの時である。この連隊は明治二十九年十一月から仙台で編成をはじめ、同三十一年に発足した。

明治三十二年三月、清国の山東省で義和團が起り、各国の連合軍が同三十三年五月よりその制圧にかかった。この時日本からも約二万人の軍隊を派遣したが、義和團事件は明治三十四年九月、一応おさまった。その後ロシアは満州につきつ





日露戦役戰病死諸士英靈合祀祭

ぎ兵をくり出してきたので、清国はロシアに満州より軍隊を撤退するよう交渉したが聞き入れない（明治三十五年四月）。日本でもロシアの満州軍撤兵を交渉してもらちがあかないままに、明治三十七年二月八日、日本はロシアに宣戦を布告した。

**戦争はじまる** 二月五日、福島県下の各郡役所にたくさんの召集令状が届いた。この召集兵達は地元の盛んな見送りを受け、二月八日からつぎつぎに仙台の歩兵第二九連隊に入隊した。そうして二月十八日より列車のダイヤを改正し、軍隊の大輸送がはじまった。戦争がはじまると日清戦争の時にくらべて、毎日のようにくる号外や新聞で、どんどんくわしい戦況が報道された。

第二師団第二九連隊は四月下旬、朝鮮半島から鴨緑江を渡って満州へ攻め込んだが、川水に胸までつかって押し渡り、対岸の九連城を占領して、渡河作戦の突破口をひらいた。（五月一日）この戦いで歩兵第二九連隊は戦死九人、負傷者三六人を出した（『ふくしま』）。この戦いで中畠村の遠藤重三郎は砲兵を指揮していた時、敵弾の破片が飛んで来て脚を負傷したが、

遠藤砲兵伍長は負傷しても砲車を離れないで号令指揮し、戦いが中止してから病院に収容され、広島の病院に後送されたという。

**禁酒共濟会** 戰争がはじまるとまもなく三神の景政寺では、観音堂で護摩の修行を催し、（十二月十五日より一週間）海陸軍安全・露軍全滅の祈禱をして、一般軍人にお守札を贈った（福島民友）。また三神村の有志が発起して禁酒共濟会をつくり、勤儉貯蓄の実をあげようと、その発会式をあげた（福島民友）。

銃後の人達が召集兵の武運長久を願っていたにもかかわらず、五月一日、麿河の戦で戦死した大和久の星野新助の遺骨が郷里に無言の凱旋し、七月十四日、大和久の山王寺で部落ではじめての戦死者の葬儀がとりおこなわれた。部落の出征軍人家族保護会は葬儀の数日前より準備をしてきたが、午後一時、音楽隊の吹奏と共に出棺し、行列をととのえて二時半、入口に大きな弔旗を交叉した葬儀場に到着した。葬儀は県知事はじめ町長らの弔詞一四通、終つて平和の鳥を空高く放ち、各団体代表、一般の焼香があつて四時二〇分、式が終り、遺骨は寺裏の墓地に埋葬された。当日の参列者は三、〇〇〇人と福島民友は報じている。

### 赤 痢 騒 動

このような時に、矢吹町に赤痢患者が発生した。福島民友によると、八月十日より十三日の四日間に

五〇名（内大字矢吹二名、中畑新田四三名、大和久五名）という多数の赤痢患者が出て、なお蔓延しそうな状態である。患者が多いので隔離病舎に収容しきれないで、仮の病舎に収容する一方、煮沸した水を使用するよう指導し、その対策に当たった。八月十八日になつて患者は六一名に増えた。矢吹町では町会を開いて隔離病舎増築対策費一、〇〇〇円を出すことを可決し、その対策に苦慮した。煮沸水の供給を完全に実施した結果、八月二十三日になつてようやく病勢が衰えてきたが、それまでに発生した患者は九八名にのぼり、隔離病舎を三棟早急に造つて患者を収容したが、しきれなかつたようである。矢吹町役場の事務報告によると、この年の赤痢患者は一六六人、全部隔離病舎に収容し、死亡した者二一人、腸チブス患者も四人あつたが、自宅で治療して全治したとある。

### 時 局 調 査

県では各町村に「時局ニ関スル調査」をしているが、それによると各町村ではつぎのような銃後の活動をしている。

○矢吹町では応召軍人の出発の時、有志の寄附金を募集して一人一〇円ずつ寄贈し、応召兵出征の時や、軍隊の通過の時は町民が昼夜の別なく音楽を奏して見送る。中畑村青年団は楽隊を組織して出征兵を歓送し、三神村青年団でも楽隊を組織して、応召兵の歓送を盛んにしている。

○開戦と同時に矢吹町では出征軍人家族保護会をつくり、応召軍人三人に給与した白米二石八斗三升、救助家族一三人

に三七円五四銭五厘給与した。戦死者へは弔慰金一〇円ずつ贈り、葬儀の費用は全部保護会で負担している。また町では矢吹苗圃の雇人夫を請負い、出征軍人遺家族をできるだけ使役するようにした。また出征軍人の子弟である小学生徒三七人の授業料を免除している。

○中烟村では出征軍人の家族に労力奉仕する。三神村では区毎に救護委員三名置いて救護に当たっている。

○矢吹町では出征兵に慰問状を出し、仙台の病院に傷病兵を慰問している。中烟村でも出征軍人に慰問状を送り、三神村でも出征軍人、傷病兵に慰問状を発送している。

○中烟村青年団では共済会をつくり、節約禁酒して慈善事業をしている。会員七〇名。

○国庫債券は矢吹町、中烟村共に配当額以上に応募して協力している。

○三神村では御料地三町歩余の払下げを申請して、記念の学校林をつくる計画がある。中烟村でも小学校基本財産として、国有原野一〇町歩の払下げを申請し、戦時記念林を計画中である(『矢吹町史』4卷質)。

**軍事郵便** 戰場の兵隊から郷里の人々に、近況を知せてくるのが軍事郵便である。矢吹喩氏が九連城の戦に参加した模様を兄に宛てた軍事郵便が残っているが、その内五月一日の激戦の状況をつぎのように伝えてい

る。

砲声、銃声愈々猛烈ニシテ我頭上彈丸ノ通過セシ事數十発、或ハ一尺位前ニ落シモノ數知レズ。……(鴨緑江支流)此川巾約百五十五間、水ノ深サ首ニ達ス。此時ノ敵ノ(彈)丸集束シ米爾事雨ノ降ルガ如キタリ。或ハ敵丸ニ命中シテ流ルルアリ。或ハ負傷シテ銃ヲ杖ニツキテ第二師團万才万才ト連呼スルアリ(資料編Ⅲ-5-7四八)。

**白星のビ** 明治三十七年五月二十七日金州城を占領、露艦三隻が対島沖に現われ、六月十七日、わが御用船常陸

**ストル強盗** 丸・和泉丸が沈められたので、わが艦隊が追撃し、島根県沖で撃沈した(六月十五日)。八月十六日には黄海で大海戦があり、わが艦隊が大勝利、九月四日遼陽占領と、号外がひつきりなしに報じてい

た。つづいて十月十四日には沙河の海戦が報ぜられ、人々はわが軍が八月十九日から三回にわたって旅順を総攻撃してい

るので、今年中には旅順が陥落するのではないかと期待していたが、年内に陥落の号外は出なかつた。越えて明治三十八年一月二日、とうとう旅順陥落の号外が街にばらまかれたので、町の人達はさっそく祝勝会をして喜んだ。しかし一月中旬にはまたまた大勳員令が下つて、たくさんの人を戦地に送り出した。三月十三日、奉天の戦でわが軍が大勝利の号外をみて喜んでいた時、矢吹町に白昼ビストル強盗が現れた。矢吹の馬せりを前にして起つたビストル強盗事件に、矢吹の人達はどんなに驚いた事であろうか。

三月十九日、矢吹町の某飲食店に一人の関東から來た馬喰ばくが昼飯ひるめしをたべ、あたりの人に自分の買った馬の話をしきりにしていた。やがて街の通りを南（白河）の方へ歩いていくと、前から白足袋をはいて表附下駄をはいた人品のよい三〇前後の男が来て、物をも言はず懷中よりピストルを出し、続けて四発馬喰に発射、そのうち二発は肩胛部に命中し、馬喰はアッと打倒れた。くずれ者は馬喰の懷中をさぐろうとした時、たまたま道行く人の足音に驚いて、何物もとらないで逃げ去つた。人々が追々集まって来て騒ぎ出し、馬喰を介抱するうちに馬喰はようやく息を吹き返し、白河警察署に出頭して訴え出た。署では直ぐに電報で通報して犯人の行跡を探したが、どうとう探し出すことが出来なかつた。馬喰の負傷は案外浅く、数週間で全治するだらう。物騒千万な事と言ふべし（福島民友）。

（注）この項の前半にある会（海）戦の月日は、号外の出た月日であるから、実際にあつた会（海）戦とは二、三日ずれている。たとえば奉天の会戦は三月十日で、その号外は十三日に出ているので、その号外の出た日十三日を書いておいた。

### 戦争おわる

五月二十七日、日本の連合艦隊が日本海でロシアのバルチック艦隊を破り、アメリカ大統領の勧告で、七月三十一日、ロシア軍の降伏によつて戦争は終わり、九月五日、日露講和条約に調印した。この時講和の内容が不満だった人々は九月五日、日比谷公園で講和反対国民大会を開き、新聞社や交番が焼打ちされた事件があつた。このような大会は全国各地で開かれたが（白河でも開かれた）、とにかく戦争は日本の大勝利のうちに終り、十月二十三日には観艦式が盛大に挙行された。各地の戦勝祝賀会もすんで、やがて凱旋兵がつぎつぎに列車で帰つて來た。町の人々は軍用列車が通過するたびに駅に出て歓迎し、接待に当つた。兵士達が郷里に帰つて來ると、各町村ではこれら帰還兵を招待して、戦勝祝賀会を開催した。

今度の日露戦争で全国の戦死者廢疾者が一一万八、〇〇〇人、（日清戦争の時は一万四、〇〇〇人）艦船損害九隻、

軍事費が一五億二、三三二万円、このうち八億円は外国からの借金でやりくりし、その外は国債によつたが、本県の軍事国債は四四六万円であつた。

本県の戦病死者は陸軍一、五七六人、海軍三三人で、明治三十八年九月、福島市の招魂社に合祀された。矢吹町全体の応召兵（現役をのぞく）は矢吹三五人、中畠四〇人、三神三七人で、戦死者は三神五人、中畠一人、矢吹四人、合わせて一〇人あつた。（日清戦争の時は中畠で二人だけ）

### (三) 明治三十五年・三十八年の凶作

**明治三十五年 の凶作**　日清戦争が終つた翌明治二十九年、福島県の米の収穫量は一三七万石の豊作だったが、明治三十年は一〇二万石と不作であった。しかし明治三十一年には一四〇万石と大豊作、ところが同三十二年には一八八万石と減収、同三十三年には一三三万石ともちなおり、同三十四年には一三七万石と大豊作であつた。

明けて明治三十五年になると、前年の米作が豊作だったので米価がさがり、また明治三十三年の生糸の海外売れ行きが不況になり、金融が思うにまかせず、利子が高くなり、繭を買うのを手控えた。それが明治三十四年になって新糸以来生糸が高値になり、製糸家の景気は良かつた。しかし農村を襲つた不景気風は少しもよくならず、在方では金融が思わしくなく、持米を売る農家が出て來た。

四月二十日正午頃からものすごい強風が吹き出し、この風で大和久地内の国道筋の松並木が二本倒れた。また天候不順で種もみをまくのが平年より三、四日遅れ、その後の生育がよくない。六、七、八月にかけて気温の低い日が多く、曇や



中畠村日清・日露從軍記念碑

雨の日が続き、特に八月上旬の平均温度が二二・一度と、前年の二五・五度より三・四度も低く、地温も前年より三・五度低かった。このため稲の生育不良、早稲の出穂が八月二十八日、中稻はボツボツ出穂をはじめ、晚稻はまだ穂が出ない。昨年にくらべて一二、三日ほど遅れている（福島民報九月七日付西白河の稻作より）。

九月二十八日暴風雨が本県を襲い、矢吹町で潰れた家八戸、半潰二三戸、屋根を飛ばされ壁を抜かれたもの無数で、幸い人畜に死傷がなかった（福島民報の矢吹村通信より）。福島市では暴風雨のあとにわかれに米価が上り、並の白米一升一九銭になつた。（矢吹では一八銭になり、貧民の困苦推察されることがある。）福島市で一月はじめの米価が下等白米一升一〇銭であったから、かなりの高値になつたわけである。

十月二十二日県で発表した稻作は平年の半分位だと予想を発表、十一月二十六日付の福島民報によると、「中畑の稻作は五分作、（半分作）畑作物は四分作、秋そばは皆無」と報じており、十一月三十日付の福島民報も「白河市中は一般に不景気で、上等白米一升一九銭、中等一七銭、下等一六銭位」と報じている。この結果、明治三十五年の福島県の米の収穫高は七四万九、〇〇〇石となり、前年の一三七万石にくらべ五二万一、〇〇〇石、四割五分三厘の減収、平年作の四割二分一厘の減収となり、大凶作の年になつた。

この凶作によつて全然米が取れなかつた農家が中畑に一戸、矢吹に三〇戸あり、凶作のため飢餓に迫るものが中畑に一三戸、五三人、三神に二三戸、一四五人、矢吹に三戸、九人あり、これら救済のため、県では土木事業を起し、雇人足に窮民を使役して自活の途をひらき、郡農会ではソバ・馬鈴薯の種子を分配して、副食物を栽培する方法を指導した。また中畑から三〇円、矢吹から五〇円の有志義損金を集め、恩賜金、阿部正功子爵よりの義損金を窮民に与えて生活の足しにした。

このような凶作の中にあつて福島民報は西白河郡通信として、つぎのようなニュースを報じている。

白河町では近年朝顔を愛する者が年々増加している。（六月十五日）

鶏卵 箍は矢吹の産物であるが、卵は一個一錢内外、筍は一貫七、八銭の相場である。矢吹製糸合資会社は年々盛大になるもよう

明治34年 矢吹製糸合資会社損益勘定表

である。近頃庭園を作る事が盛んで、数百円より數十円をかけて庭を造る人が七、八人あり。自転車も大いに流行して來た。(七月二十五日)  
初茸は矢吹附近に最も多く産し、平年なら百斤の価が二〇〇一五銭であるのに、ことは気候不順で初茸が非常に少なく、価も平年の三倍である。(九月二十五日)

明治三十一年の凶作

この年は六月十一日、入梅から三十日までに曇や  
雷雨の連続で、豊作となつたが、明治三十七年は豊作であつたが、  
内三十八年はまた大凶作になつた。

雨の日が一四日間と多く、晴れの日が五日、(内雷雨が一回)七月六日まで曇と小雨、稻の生育が危ぶまれたが、七月七日になつてしまふよりで晴れの日が続いて二八〇三〇度の暑さになり、稻作も立ち直るかと思つたら、土用(七月二十二日)二一度と三度と急に涼しくなり、八月八日まで曇や雨の日が続き、花が咲いても穂が出ない。八月九日によつたので、とうとう近年にない大凶作の年になつて終つた。

め稻の穂がみのらない。このような悪天候が重なったので、とうとう近年にない大凶作の年になつて終つた。  
第二回米作予想（十月四日付福島民報）をみると西白河郡の予想収穫高は四万七、九三六石で、前年にくらべて四割八分減、平年作にくらべて三割五分減収となつてゐる。第三回米作予想高では、第二回の時よりさらに減収となり、三神村の収穫予想高は一、六〇三石で平年作の五割六分減、矢吹町は一、一二一石で平年作の六割減となつてゐる。結局明治三十八年の産米実収高は予想の時よりはるかに減少し、矢吹町で五三九石（平年作の一七・一ペーセント）、中畠村は八一

四石（同三〇パーセント）、三神村は三六七石（同九・三パーセント）となり、西白河郡では九、七五六石と、明治三十年の凶作の時の三六、八一〇石にもはるかに及ばない大減収になってしまった。

今年は凶作であることがわかつた九月になると、たちまち米価が高くなりはじめ、大信村などでは一升一三錢だった白米が一七、八錢にもなつてしまつた。これでは大変と町や村では他県から米を買い入れたり、外国米を取り寄せて米価の高騰を抑えようとした。その結果十月下旬より米価がさがりはじめ、十二月になつてもどんどん下る一方で、福島市の白米小売相場をみると、十月十一日、一円につき二合方高くなり、一等米五升二合、二等米五升四合、三等米五升六合。十月二十二日、標準より一、二合方引下げ、十一月十一日、標準より三合位ずつ引き、十二月一日の相場は一等米五升六合、二等米五升八合、三等米六升と安くなり、實際はそれより一、二合方安く売つてゐるという。

凶作対策のため、十一月十八日より臨時県会を招集したが、その前日には福島県民大会を福島に開催して、県へ凶作救濟を要請した。県ではこれに基いて各町村で勤儉節約をすすめるほか、土木事業を起して窮民を人夫として使役することなどを押し進める事になった。

凶作が全国に伝わると、その町村は言うまでもなく全国各地より米・麦粉・黒焼パンなどの見舞品や義損金が寄せられ、遠くアメリカや清国皇太后からの義損金が送られて來た。

これら見舞品や義損金は県・郡・町村に配分され、生活に困つてゐる家に給与された。

明けて明治三十九年になると、日露戦争で国費を使つたので税金は安くならない、中国から肥料の大豆粕が入つてこない、馬が軍馬に徵發されているなどで生活に困る家が多くなつた。明治三十九年二月二十八日の福島民報をみると、「県下の窮状」として県警察部長の東白川、西白河の視察談がのつてゐる。

矢吹町は道路工事を起して、常に六〇名の窮民を使役しつつあるも、其最も甚だしき者二戸あり。此は出征軍人が病死せるより一家飢餓に瀕せるものと、他の一家は家の柱たる壯丁が入營し、為めに家族は労働に堪えざるの非運に依るものとす。

西白河郡全体で、

時服ヲマトハザル者一三八戸七三三人、寝具ヲ有セザル者一五七戸七六八人、食器ノ外器具ナキ者二六一戸一四一人、穀物以外ノ食料ニ依ル者三二戸一八七人（「白河市」下史）。

とあり、各町村では凶作に備えて「救荒予備条例」をつくった。

#### (四) 明治四十年代の経済生活

日露戦争がすんでみると、その年は大凶作であったが、明けて明治三十九年の稻作はどうであつたろう。八月三十一日の県の第一回米作予想は平年作の二割増収であったが、結果的に連日雨が降つたこともあつて、実際には平年作の二割減になつて終つた。明治四十年には平年作を上廻り、同四一年、四十二年と二年続けて豊作だった。同四十三年には平年作を下廻り、同四十四年は豊作、同四十五年は平年作を上廻り、また明治三十年から四十五年にかけての全国と福島県西白河郡の米の収穫量は第26表の通りである。

農家の経済はその年の米の取れ高と、米の売価にかかっているが、一体農家では米をつくるのにどの位経費がかかるのであるうか。

第25表 矢吹町の米の収穫高（明治四十二・四十三年）

年次	矢吹町	中畠村	三神村	合計	西白河郡
明治四十二年	二、一五三石	四、六〇〇石	三、三九五石	五、九七七石	二、八七〇石
明治四十三年	二、一五三石	四、六〇〇石	三、三九五石	五、九七七石	二、八七〇石
合計	四、六〇〇石	八、一〇〇石	七、一七七石	一、五七七石	二、八七〇石

（明治四十二年明治四十三年福島県西白河郡統計書）

#### 養蚕と晚霜

養蚕は農家にとって重要な副業である。その養蚕にとっての大敵は天候不順、わけても晚霜である。そうしてたつたひと朝で桑の葉

をヨリリチヨリにしてしまう晚霜は、毎年のようにある。

明治三十八年の大凶作の年に天候不順のため夏蚕は全然だめで収織量が二、九二三石も減少した。しかし秋蚕は前

第26表 全国・福島県・西白河郡の米の収穫高

(明治三十五~四十五年)

年にくらべて一、二七四石増えたので、その年全体ではそうひどくはなかつた。明治三十九年四月三十日の霜害はひどかつた。最も被害の大きかつたのは阿武隈川沿岸で、矢吹町では桑の早葉・中葉は皆無、晚生桑も七割減（福島）このため春蚕の収穫高は西白河郡で前年の七割五分五厘の減収、県全体でも前年の約半分の減収になつた。明治四十四年五月十六日の霜害で最もひどかつたのは「矢吹町市街南端から南方略一里の川崎村に至る、いわゆる矢吹原を東西に貫通、東は三神村より西の信夫村に達し、矢吹町東方の部落及び中間部の一部と三神村の一部はことにひどく、西に行くに従つて其の害が少ない。」（福島民報）明治四十五年五月二十五日の大降霜で中畑村の春蚕は皆無。

このように毎年のようにある霜害は農家にとっての大敵である

福昌縣志

るや三神村に大粒の降雹あり、場所によつては三寸以上つもり、翌三日の朝まで消えなかつた。このため桑葉に相当の被害があつた（福島民友）。

このような霜害や雹害を受けながらも、養蚕は米と共に農家の重要な収入源であるから、各農家共一家総動員で蚕を飼つてゐるわけである。

農事改良

県・郡・町村の農会では農事講習会を開いて農事改良を進めようとしている。たとえば蚕業講習会

(明治三十九年十二月中頃から、同四十年二月三月末まで、会期一週間)をはじめ、越川式培養講習会など毎年開催している。また大正元年十一月三十日、矢吹町

町農会で第一回物産品評会を開催し、三神・中畑でも大正時代になつてから、毎年品評会を開いて農事奨励に努めている。

明治四十年十月十日から三日間福島で開かれた第一回馬匹共進会で、中畑の佐藤留四郎、三神の草野卯三郎が入賞し、同四十年三月、矢吹町で開催された岩瀬・西白河両郡連合産馬会で、矢吹の星卯三郎はじめ三神・中畑からたくさんの入賞者を出している。

第27表 白河町と中畑村の米価（明治三十四年～四十五年）

年次	白河町の米価	中畑村の米価
明治三十四年	（一石につき二円四〇銭）	（一石につき二円四〇銭）
三十五年	一時一円台となつたが漸落	（一石につき二円四〇銭）
三十六年	三・七	四月以降天候不順にて凶作
三十七年	四・五	一時一円台となつたが、豊作で漸落
三十八年	三・三	日露戦争始まるも豊作のため下落
三十九年	三・八	東北地方不作のため一円台にのぼる
四十一年	四・九	一円台維持
四十二年	一六・四	二月端境期には三円台
四十三年	一五・〇	豊作
四十四年	一三・〇	大豊作、暴落
四十五年	一三・三	関東大水害、古米の不足より一〇月頃より漸騰
四十六年	一七・三	暴風雨により二〇円に騰貴
四十七年	二〇・九	古米不足、新米早喰益々のぼる

不景気の波 矢吹町の人々は米や蚕の出来不出来に喜んだり、心配したりして暮しているが、日清日露戦争後日本の経済は、日本だけで考えられない、世界経済の変動に左右されるようになってきた。矢吹町の経済も県や国の経済の変動に直接結びつくようになってきた。

明治四十年一月二十一日、東京の株式相場が暴落した。これが日露戦争後の恐慌のはじまりで、三月から同四十一年六月にかけて、手形不渡のため、支払停止取付の銀行が、関東・東海を中心に四〇余行にもなった。十月になるとアメリカの経済不況のあおりを受けて生糸の輸出が不振になり、

生系の価格が暴落しはじめた。明治四十一年一月紡績会社は操業短縮をはじめる。五月には前年一月以来の株価低落が最低になる（しかしこれ以後回復に向った）。八月二十八日政府は閣議で財政整理の方針を決定。明治四十四年になると不景気の波が全国に押し寄せて来て、大学を出ても就職できない者が増え、「高等遊民」などという流行語が世間を騒がした。明治四十五年になると、七月一日になつて米相場が暴騰し、米価が騰貴し、人々の生活が苦しくなってきて、一家離散する者が増え、木賃宿・無料宿泊所が繁昌するという世の中になった。

今東京深川正米市場一石当たり米価の動きをみると、明治四十三年（前年豊年）一二円と一五円が同四十四年（前年豊年）には一五円と二〇円と、豊年が続いたにもかかわらずじりじりと値上がりし、同四十五年五月二〇・七六円、六月二一・八七円、七月二三・二九円、と高くなり、その後八月には二二・四〇と値下りして、出来秋から落つきをみせた。しかし四十四年四十五年と豊作が続いたにもかかわらず、四十五年の米価は二〇円台を割らず、大正二年になつても二〇円と二二円に落ちついてしまい、米価は一向に安くならなかつた。

このような不景気の波は矢吹町にも押し寄せ、人々の生活も戦後経済、世界経済の不況の中にさらされるようになり、米価も高値のまま大正時代を迎えることになった。当時の生活を白河と中畑の米価の動きでみるとしよう。

（石井 亘）

## 八 交通・通信の発達と生活の変化

### (一) 阿武隈川通船再興のうごき

#### 幕末の通船

第五編近世の第三章に述べたとおり、安政二年（一八五五）に、田村郡鬼生田村（郡山市鬼生田）より上流へ、白川郡川原田村（西白河郡中島村川原田）までの通船が通っていた。これは決して平易な

ものではなく、たびたびの洪水などによる川床の移動や渴水などにより、中断して工事をくり返し、ことに乙字カ滝の堀割をつくるなど、上流の通運は下流とくらべて困難が多かつた。

明岡村の円谷茂平の子、茂惣平の記した「慶応四年 通船諸用日記帳」（『矢吹町史』3卷）によると、亥より卯（文久三年八一八六三）より慶応三年（一八六七）まで）の五カ年の許可年季が明けたので、さらに、許可更新の願を提出し、辰（慶応四年八一八六八）より一〇カ年間の継続許可を申請している。

これによると、河岸場四か所、この運上（税）銭六貫文、船数一一艘、この冥加（税）銭四九六文を納入することを約束している。かなり順調な営業ができる見通しがたてられたのであろうか。

明治維新によって政体がかわると、太政官会計局の管轄に入つたらしく、あらたに川原田・明岡両河岸請負人円谷茂惣平に「達章」が出され、ひきつづいての営業を認めている（『矢吹町史』3卷）。

戊辰戦争でこの地方が戦乱に巻き込まれると、陸路の人馬不足をおぎなつて、三春藩の命令で通船が動員され、討幕軍（西軍）の兵糧米などの運搬にあたつた（『矢吹町史』3卷 資料）。

**通船再開の願い**

戊辰戦争もようやくおさまった十二月、岩瀬郡中宿河岸請負、山川寛次郎、白川郡川原田河岸・石川〇、五二一）。太政官会計局太田衡太郎は、これに許可を与え、河路を延長して白川より福島までとし「国益、弁理（便利）万民助力之次第ニ付」と述べて取調べるようにいっている。

さっそく山川寛次郎、円谷茂惣平、弟の円谷儀平を加え、資金を調達し、川ざらえ、改修を行い、あらたに河岸場を設け、沿岸住民の了解を得るなどして川路の整備にとりかかっている。これらの仕事は、先に述べた戊辰戦争の際、兵糧米運搬に功があつたということで三春藩が通船係となり、黒岡庄七郎、小宮山順（唯）路、菅野庄作が河路開拓の職につき、この三氏を通してすべて進められた。

この改修工事は容易ではなく、費用も莫大になり、当時の福島県や白河県に協力の依頼をしているようであるが、両県

# 第一章 明治期の矢吹



明岡回漕店新設の祝辞（中町 円谷重夫蔵）

とも普請と開業の許可はしているものの、川筋の難工事を知つて、すべて三春藩にだけまかせ消極的なようである。

明治四年（一八七一）九月、廢藩置県によつて、三春藩が廢藩になつてしまふと、河路開拓の職にあつた前記の三氏は解職となつてしまい、円谷茂惣平らはよりどころを失つてしまふ。そして磐前県へ見積書を出して、何とか完成させようと働きかけをしたが、それも思うにまかせず、家財を捨てて工事を続けることになる。

## 明岡回漕店

明治十三年（一八八〇）ようやくにして、河路が開き、通船の再開ができるようになった。「阿武隈河通船河路取開候手続書」（『矢吹町史』卷五資料編II 5-3

〔一四〕を西白河郡長宛に提出し、これまでの経過を述べ、さらに安積疊水完成後の阿武隈川注水による河水の増加などをも期待しながら、遠く天保年間よりの努力の結果として、川筋の各河岸に船八艘をもつて回漕店を開くことを願い出た。

このようにして実に、円谷茂平・茂惣平・庄三の父子三代にわたる四十有余年の、自費を投げ、全家産をかけ、莫大な資産を費した阿武隈通船は、ここにその念願がかなつて再開された。明治十五年（一八八二）に回漕店新設を祝つて、その苦難の道を語つている（『矢吹町史』3巻5-14-7）。

## 通船の衰微 と陸上運送

父子三代にわたり情熱を注ぎ実現した阿武隈川上流の通船は、竣工もつかの間に衰微していく運命になる。

道路の整備が着々と進められ、牛馬の背による運搬は牛車や馬車にかわり、さらに明治十四年には、宇都宮・白河間に一日二往復、白河・福島間に一往復の定期馬車が走ることになり、人や荷物の運搬は馬車によつてなされる、運送会社なども組

織されると水路よりも陸上運送が活発になつてくる（『矢吹町史』3巻）。

さらには、明治二十年（一八八七）になると日本鉄道株式会社によつて鉄道が開通され、同年七月には矢吹駅が開業され、大量の物資や乗客の運搬ができるようになる。

このように、陸上交通の飛躍的な発達は、阿武隈川通船を衰微へとみちびき、近距離にかぎり材木・薪炭などを運び沿岸の住民の足になつていたが、明治十五年末ごろには、廃止せざるを得ない状況になつてしまふ。下流の通船も二十年ごろには廃止となる。

## （二）交通の発達と道路の整備

### 助郷制度の廃止

明治政府は国家の統一を実現し、富国強兵・殖産興業の政策で資本主義を育成することが大きな課題であった。そのため、交通運輸の面においては、幕藩制下の宿駅制度を改善して、道路交通網を整備することが急務であつた。

政府は、慶応四年（一八六八）閏四月、駅遞司を設置して宿駅制度の改善に着手した、同年五月には、従来の問屋役人・助郷総代などの名称を廃止して伝馬所取締役をおいていつさいの指図をさせることとした。以後宿駅・助郷に関する布告がしばしば出されているが、今までの、町・村役人などがそのまま当り、名称などがかわっても内容はしばらくの間そのまま続いた。

矢吹の村々では、奥州道中（仙台道）に大和久宿・中畠新田宿・矢吹宿の三宿駅が設けられていた。ほかに、常陸横街道の中畠村・関街道の三城目村に問屋があつた。

矢吹の村々には、それぞれ助郷高に応じて助郷が割当てられ（定助郷）、大量の人員や物資の移動には必要に応じて分担以外の宿にまで勤員された（大助郷）。各村は、小田川・太田川・踏瀬・大和久・中畠新田・矢吹・久来石の各宿に定助郷があつらえていた。釜子村・川（河）原田村・三城目村・長沼・勢至堂宿などにも必要に応じて助郷が集められている。

助郷は、幕府や藩など公用の旅行者やその荷物・廻米を運送することを目的としてつくられた制度で、里程に応じて幕府の定めた「公定継立人馬錢」が支払われていた。

幕末になると、国情不安により大名などの往来がひんぱんになり、その上異国船渡来による北辺防備の人々や物資の移動が増加し、助郷が相次いで命令され、農繁期には仕事にならないほどであった。

一例をあげれば、中畠村では「慶応三年万御用書留帳」（『矢吹町史』3巻）によると、慶応三年（一八六七）四月から十二月まで、助郷回数四五回、延人員九五八人、馬一、四三五頭である。公定貨錢が支払われているが、このころになると物価高でみ合うものなく、農民の負担は増大するばかりであった。農民はしばしば、助郷の減免を願い出て困窮した状況を訴えている。

慶応元年（一八六五）六月には大畠村が長沼宿・勢至堂宿の助郷命令に対し、「小田川宿外三ヶ村の定助郷さえ行届かなくて困っているのに、その上会津様御姉様御出府ということで、長沼・勢至堂宿への助郷の御触れでは農業の暇なく、村は困窮し村を去る者も追々出来ていての状態で、一同全く困っているので、両宿の助郷は有免願いたい」という内容の歎願書を浅川御役所にあてて出している（資料編Ⅱ4-47）。

慶応四年四月以降になると、戊辰戦争の戦乱に両軍からの助郷命令が出され、大動員がかけられ混乱する。その上西軍（官軍）の軍夫としての割当も出る（『矢吹町史』3巻 資料編Ⅱ4-454）。

このように、助郷課役の増大が農民の生活を圧迫し、助郷をめぐる紛争が各地におきている。  
明治元年（一八六八）十月、戊辰戦争が終り、凱旋途上の薩州軍が白坂宿助郷に人馬貨錢を支払わなかつたため紛争がおき、また郡山宿などでも同じような問題をおこしている。

幕府が崩壊すると、今まで幕藩体制の中で権力と密着して、強権的に苛酷な課役をしていた村役・庄屋・問屋・町役などに対して不満が爆発する。

明治元年（一八六八）十二月、白坂宿助郷の村々三四カ村のうち二五カ村（史下河市）が堀ノ内村（現表郷村）の摺山館に

集合し、助郷の割当・労賃支給を不満として村々の庄屋・白坂宿の宿役人宅などを襲い、一〇数軒を打こわした。矢吹の村々はこれには関係はないが、当時の農民のおかれた状況から察して一触即発の状況があつたと考えられる。

こうして、従来の助郷制度は通用しなくなり、まず東海道各駅に陸運会社設立をすすめるとともに、全国諸道の人馬相対継立仕法の調査している。『矢吹町史』第三巻資料編Ⅱ第5編資料四二三の「明治四年白河県駅逕継立取扱報告」の白河町の報告と「当県管内駅々継立取扱同調」はその時のものであろう。これをみるとまったく旧態のままであることがわかる。東海道の陸運会社の開業が認可されると、これを一つの典型とすることを前提として、明治五年（一八七二）七月、助郷・伝馬所廃止の太政官布告第二〇四号が全国に布達された。これによつて、三〇〇年来続いてきた宿駅・助郷の制度はようやく終りをつげた。

**陸運会社の設立** 前述のとおり、明治政府は、慶應四年四月、駅通司（同年八月より駅通寮）・駅通役所を設けた。各宿駅の庄屋・問屋は、白河県駅通役所を中心に活動をはじめたが、これは名称が変更されたのみで、

旧來の助郷・宿駅中心の策が継承されただけで、本質的变化はなかつた。

明治五年七月、旧制度の廃止が布達され、同年八月、次のような通達が出された。

今般駅法御改正ニ付 従前之駅々伝馬所來ル廿日ヨリ相廢止候事

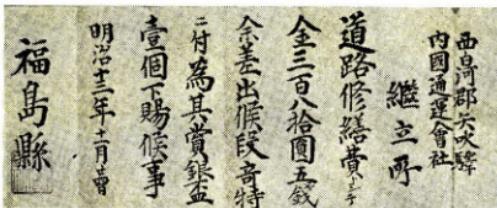
壬申八月七日

福島県

庶務課

（『福島県  
史』19卷）

これと同時に、各駅の陸運会社設置を通達している。当時、矢吹の村々は磐前県に属していたが、同様であつたろう。陸運会社は白川郡では、白坂駅・白河駅・田島駅・小田倉駅・長坂駅・米村駅・釜子駅・金山駅・上野出島駅・小貫駅・柄本駅・社仁井田駅・郷渡駅・旗宿駅・小田川駅・飯土用駅・町屋駅で、矢吹には陸運会社は設立されなかつた。近くの駅は、小田川駅請負人佐藤武三郎付属人三二人、馬一二三頭。町屋駅、佐藤勇右衛門二五人、四五頭。白河駅、常盤



彦四郎五人、二七四頭（馬）一〇四頭（牛）。須賀川駅、小林弥八郎三四人、二四四頭であった。白坂・白河・小田川・須賀川・郡山など主要駅には陸運会所を置き「相対繼立社」と唱えることになった。

政府の援助と指令で矢つぎばやに設立された陸運会社は、その請負人が旧伝馬所時代の問屋や検断役であった。したがって民間の私会社であるにもかかわらず、実体は從来の伝馬所とあまりかわらなかつた。そのため、はやくも明治六年には陸運会社改正の声が出される。

内國通運会社 政府は、明治四年一月、郵便規則を制定し、官営（国営）によって郵便事業をおこなうようになつた。これによつて、三〇〇年間にわたり築き上げた全国の飛脚問屋は、家業に大打撃をうけ、しばらくなづく間官営郵便と競争しなければならなかつた。政府は、飛脚業者に対して円満に廃業するよう援助することになる。

明治五年六月、旧飛脚問屋が転業して貨物輸送を目的とした。陸運元会社を創設すると政府はこれに、官営郵便事業の金銭輸送などを一手に請け負わせる。さらに、陸運会社に対し合併をしむけ、事実上全国の陸上運輸業の実権が陸運元会社に移っていく。

明治八年（一八七五）、陸運元会社は社名を内國通運会社と改称し、やがて、前より問題の多かつた陸運会社は解散を命じられた。同年六月以降、内國通運会社が人馬繼立のいっさいが委任され、全国に分社・取次店・繼立店を新設し、陸上貨物輸送を独占する。

同社は陸運元会社時代から運送業に関係の深かつた各宿駅の主要旅館を「真誠講」に加盟させてネット化し、貨物繼立業務を兼業させた。全国でその数二、〇〇〇店をこえたといわれている。

矢吹では、あけぼの栄二（世話役定宿）、古川や光之助（泊り）、いせや彦太郎（休所）が加盟している。西白河郡内の取次所は、明治十四年（一八八一）に一五店、十五年に一六



盛運社広告（中町 円谷重夫蔵）

店、十六年に一八店、十七年に一九店と、年々拡張している。

その後駅逓寮の保護政策のもとに順調に発展する。しかし自由民権運動の全国的高まりの中で、陸上運輸を一営利会社が独占することに非難がおこり、明治十二年（一八七九）貨物運送業を自由営業にすることを布告し、開業の認可権を地方にゆだねることになった。

明治十七年（一八八四）「駅伝営業取締準則」が内務・農商務卿より各府県に出され、県は十八年六月乙第五十六号駅伝営業取締規則などを達示した。これを受けて矢吹村の緑川源次郎は「人馬継立営業願」を提出しているが、一宿一力所ということで、内国通運矢吹継立所があつたため却下されている（『矢吹町史』3巻〔資料編II-5-4-2〕）。その後再願しているが、詳細については不明である。

明治二十年（一八八七）県は「陸運営業取締規則」をつくり、制限をゆるめている。

### 馬車と人力車

馬や牛の背・駕籠による輸送から車の出現は交通事情を大きくかえる。

明治十年（一八七七）には、県内に一頭立の馬車が二両あり、同十四年にはじめて二頭立の馬車が三両出現する。同十七、八年から鉄道が敷かれる同二十年までが最盛期である。

明治十二年、営業が自由化されると、内国通運社以外の馬車も走るようになり、往来はなお一層の活況を呈するようになった。

各社系列下の継立所が軒を並べ、積荷も集められる。いずれも宿屋・休み所の兼業で、競争も増したであろうと想像される。

## 第一章 明治期の矢吹

明治十四年に、白河町本町旅店内池屋近藤初太郎の盛運社が、宇都宮・福島間を二頭立馬車で往復した。白河・宇都宮間一二時間、白河・福島間一二時間であった。残念ながら乗車費は不明である（『矢吹町史』3巻 資料編II 5）。

明治十七年には、白河町中町郵便局長常盤糸太郎の神竜社が白河・福島間の郵便通送を請負っていた。はじめは郵便馬車に客を乗せていたが、同十九年七月より別に乗合馬車も運行させた。料金は「昼夜晴雨を論ぜず」一里につき五銭であった。

市中の新しい乗物として人力車が流行し、だんだん大衆化する。人力車は明治二年、東京の和泉要助によつて発明され、同三年ころより実用化された。明治十年ころ県下に普及したようであるが、上層階級の乗物として役人や医者が利用した。

明治十一・十二年の郡内の車輌は次の表の通りである。

計		第28表 郡内車輌数		明治十二年
		地名	明治十一年	
三	白河坂駅	人力車	白河坂駅	白河坂駅
七	矢吹駅	荷車	矢吹駅	矢吹駅
	中畑新田村	地名	中畑新田村	中畑新田村
	太田川村	人力車	太田川村	太田川村
	小田川駅	荷車	小田川駅	小田川駅
		○○○一〇六		
二	河田村	地名	河田村	河田町
三	金平踏坂村	人力車	金平踏坂村	白河町
四	北山瀬吹坂村	荷車	北山瀬吹坂村	白河町
五	ノ山村	地名	ノ山村	白河町
六	新田村	人力車	新田村	白河町
七	ノ屋敷	荷車	ノ屋敷	白河町
		一一一〇〇	四毛谷	五
		一一一	元七五	元七五

明治十六年（一八八三）ころに、一新社（『白河市史』下、一心社と同一か）という人力会社の継立所が今出屋（能田勘十郎）につくられ、福島・白河間の人力車乗継輸送がおこなわれている（『矢吹町史』3巻 資料編II 5-1 四二五）。

明治十八年（一八八五）、当時の矢吹郵便局長横川栄二（貨物継立所、あけぼの栄二）は、福島県より矢吹駅組合駅伝営業取締を申付られ、矢吹宿駅の輸送関係の總元締として、荷物の受渡し・賃錢・旅人宿・乗物など円滑な陸運をおこなうため、各継立店・宿屋の連絡調整・監督の役割をはたしている（『矢吹町史』3巻 資料編II 5-1 四二六）。

横川榮二

**西白河郡矢吹驛組合傳營業取締申付候事**

明治十八年八月十日

矢吹駅組合営業取締辞令  
(本町 横川清蔵)

**鉄道の開通と運送店**

明治二十年(一八八七) 鉄道が開通すると矢吹にも鉄道の駅がつくられ、輸送のようすも大きく変化する。長距離の乗合馬車・郵便馬車・人力車などは、その任務を鉄道にゆすることになることになり、町のようすもかわってくる。

明治二十年から同二十三年までの車輌の統計をみると、荷車・人力車が庶民の近距離輸送手段になっていたことがわかる。

なお、明治二十二年西白河郡治一覧表によれば、矢吹村に二カ所の継立所があり、中畑村には一カ所の営業所が記録されている。どの系列下に属していたかは不明である。その後創立年代は明らかではないが、矢吹横川運送店が、明治二十二年小口運送と若松・石川に路線拡張をはかり広告している(『矢吹町史』三五)。この矢吹横

第29表 車輌統計表

明治二十一年

郡の合計	町		村		馬車	荷馬車	人力車	荷車
	矢	吹	白	河	町	村		
四〇四〇								
一疋六七三								
合毛元三三								
四一六三六								

明治二十二年

郡の合計	町		村		馬車	荷馬車	人力車	荷車
	矢	吹	白	河	町	村		
〇〇〇〇								
一疋合毛三								
合元毛元三								
六一四三三								

明治二十三年

郡の合計	町		村		馬車	荷馬車	人力車	荷車
	矢	吹	白	河	煙	神	吹	
〇〇〇〇〇〇〇								
一疋元九一								
合四〇〇三三								
六一四六六三								

※( )の数字は西白河郡治一覧表による

(190) (27) (401)

(微発物件一覧表 国立公文書館藏)

(181) (25) (300)

川運送店はその後丸通矢吹運送店に引継がれている。明治四十一年十二月現在の県の調査によると、明治三十年一月創業の丸通運送店と、明治三十三年九月創業の矢吹運送合資会社の二店が、県内二七の運送店の中に含まれている（史19福島県）。

明治四十年代に入ると運送業者が増加し、業者間の競争が激化してくる。さらに大正三年（一九一四）の第一次世界大戦の勃発によって、同四年後半からの好景気の中で流通がふえ、運送業もかつてない多忙さとなる。そこでまた運送業者が乱立する。

大正七年（一九一八）第一次世界大戦の休戦とともに不況にみまわれ、乱立した運送業者は大きな打撃をうけ、経営の破綻が相ついだ。同八年業界の安定をはかる方法として鉄道院（大正九年より鉄道省と改称）で「運送取扱人公認規程」をつくり、「鉄道省公認運送取扱人」をきめた。

大正十二年（一九二三）の関東大震災以後、運送業の重要性が再認識され、同十五年鉄道省は、一駅一店とする声明を出し、中央では系列親会社の合同をすすめ、地方もそれにもなって進行した。こうして大合同は大正十五年末から昭和二年にかけておこなわれた。

矢吹では、昭和二年（一九二七）四月二十八日②矢吹運送店、③大木商店運送部、④平山運送店が合併して小口貨物積卸作業指定運送、矢吹合同運送株式会社（代表大木代吉）として発足した。

その後さまざまな経緯を経て昭和十二年（一九三七）、日本通運株式会社が国策会社として創立され、その支店・営業所・出張所というかたちになっていく。

**道路の整備** 産業・経済の発展を促進するために道路の役割は大きい。明治五年（一八七二）、政府は道路の制度をつくる準備として、幕政時代の道路図面などの旧記録を提出させた。同年十月地方道路掃除規則まちじゆきそくが定められ、地域の人々が人足としてかり出され、街道の両側に堀をつくり、道路区画をつくった。さらに並木の管理に当らせるなどをしている。

こうして道路整備に着手した政府は、明治六年、河川港道路修築規則を定め、道路を三段階に分け、全国に通する道路



大和久村新道赤坂切り割りの図（県立図書館蔵）

を一等道路、これに通じる脇道を二等道路、村町の道路を三等道路とした。矢吹町を通過する奥州道（仙台道）は陸羽街道と称され、一等道路になつてゐる。その後同九年（一八七六）六月道路の等級を廃して国道・県道・里道とし、さらに使途・道幅などによつて三等級に分けた。

道路の新設・改修や橋梁の費用は、明治六年当時は、六分は官、四分は民が支出するものとされていたが、明治九年になると地方税をもつて支出するものと、「区」（町村協議費）や村の支出によるものとに分けられた。

とくに数町村共同の利害にかかる道路は、戸長・町村連合会・郡会などの協議費で支出され、道路堤防橋梁の修繕は重要なものになつてゐる（「矢吹町史」<sup>〔二五〕</sup>四六、<sup>〔五五〕</sup>六二、<sup>〔資料編〕</sup>三卷）。しかしいずれにしても工事については、地元村民は一戸について一人まで課役させることができるものとされ、改修・道路掃除などについての住民の負担は容易ではなかつた。

福島県では明治十二年（一八七九）から同二十五年（一八九二）にかけて、大規模な道路事業がおこなわれた。

とくに山形県令三島通庸が、明治十五年に福島県令として兼任し、のち専任になり、同十六年栃木県令を兼任し、同十七年内務省土木局長に転任するまでの期間が、福島県の道路の基礎をつくった時代といえる。福島事件にまで発展する有名な会津三方道路をはじめ、万世大路（現国道一三号）など諸道の開さく、改良はこの時おこなわれた。

現在旧国道と称される旧奥州道踏瀬（泉崎村）、大和久・大和内・中畠新田（新町）・矢吹・久米石（鏡石町）の道路は明治六年陸羽街道と称し、その後、明治十八年（一八八五）国道六号線と改称、大正九年（一九二〇）第四号国道となるが、東京・福島・青森を結ぶ東北縦貫の幹線道路であることから、車馬の通れる道路にしなければならないとして、坂道

や通行困難な所をとりのぞく工事に着手した。まず明治十二年から同十四年にかけて、四〇キロメートルについて改修をおこない、続いて前記三島県令が着任して、明治十五年から同十七年に(『福島県』<sup>25</sup>白河より、宮城県境貝田まで一一三キロメートルの全線の坂道を新道にかえる工事をおこなった。

この時、大和久・赤坂、通称七曲りも当時は南側の高い山の中腹を道が走っていたが、山を切りくずして新道をつくり、現在の道路にした。また、松並木の路盤をけずり、坂道の調整をしている。三島は当時の高名な洋画家高橋由一に道路改修のようすを描かせているので、それによつて、当時の道路の景観が察せられるが、詳細については明らかでない。

矢吹町を横断し、中畑をへて棚倉から県境大拱に至る道路は茨城街道と称した。この街道は越後街道を北会津郡金堀村(会津若松市金堀)で分かれ、勢至堂峠を越え、信夫町村屋(大信村)から大谷地をへて白河町で陸羽街道を横断し、田島村(白河市)をへて釜子村(東村釜子)棚倉から大拱への路線と、町屋から矢吹で陸羽街道を横断し、中畑新田から中畑に向い、滑津をへて、釜子村で前記路線に合流する二線があつた。明治十二年(一八七九)に県道一等路線と仮定され(正式には大正十五年(一九二六))、明治十八年から十九年にかけて改修された。明治十八年六月、矢吹村外一五カ村戸長中葉重郎は中畑村世話係に対し、県道修繕見積書を提出させている(『矢吹町史』<sup>3</sup>卷)。三文橋四一〇〇間(一八一メートル)の悪路であるが、泉川のはん濫地域であつたので、そのための修繕であろうか。

明治二十八年には、国道と駅を結ぶ七二間(一三〇メートル)が県道として編入改修されている。

国・県道以外の道路については、改修工事など、その都度予算措置を講じておこなつてゐることが、村・町議事録にある。

明治三十五年(一九〇二)の不作に続く三十八年の凶作では、救済対策事業として道路・堤防工事など、県補助事業としておこなつてゐる。矢吹町では、明治三十八年に道路改修委員を選出し、これに対応している(『矢吹町史』<sup>3</sup>卷)。

里道(町村道)の改修は町・村税でその費用を支出するのがたてまえであるが、災害など必要と認めた場合は県が補助し、二等・三等の里道にあつては部落住民の負担とされていた。したがつて一等里道であつても住民が希望した改修につ

いては、その費用の半額を地元が用意して寄付することなどは当然のことであった。

馬車・荷車・人力車などがふえ、一般的になつてくると里道まで幅をひろげ、道路を平らにし、坂道をなくすことは日常生活上必要になつてくる。その上砂利道であるためたびたび改修しなければならなかつた。旧矢吹町の場合明治四十二年で、里道延長五、一二七間（約九二八〇メートル）、大正八年になると町道四二、七九九間（約七万七、四六六メートル）となり、その維持も容易でなかつた。

大規模な改修や新道の設置は、災害復旧と不況、凶作後の時局匡救事業としておこなつてゐる例が多い。

（藤田 正雄）

### （三）鉄道の開通

#### 矢吹駅の開設

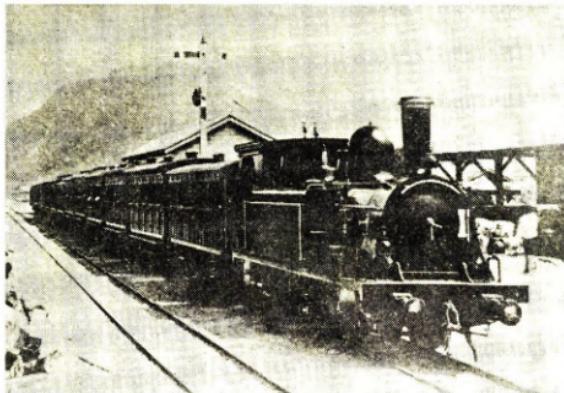
日本鉄道会社の鉄道が、矢吹を開通したのは明治二十年（一八八七）七月十六日である。

明治五年東京の新橋と横浜間に、日本最初の国営の旅客用汽車鉄道—通称「陸蒸氣」—が開通してから一五年目である。

日本鉄道会社は、旧封建支配階級だった華族と上層士族の出資によるわが国ではじめての私有鉄道である。

維新当時は資本蓄積が微弱であつたから、旧封建支配階級＝華士族が維新後もなお政府から特權的に享受した資金（家縁・賞典禄）は、巨額な固定資本を必要とする鉄道建設にとって魅力的な資金であつた。華士族にとつても、自らを新しい体制のなかで転身再編する契機をとらえたかつた。

東京・青森間の私有鉄道敷設の動きは、すでに明治四年（一八七一）よりなされてゐた。一たんは、鉄道幹線官設（国有）の方針を決定していた政府によつてしりぞけられたが、一〇年後の明治十四年にいたり日本鉄道会社として実現した。それは工部省の強い指導のもとに建設され、国家より手厚い保護をうけた特權会社であり、官営的性格の濃い鉄道であつた。



明治20年開業当時の機関車と客車

明治十九年（一八八六）三月宇都宮・白河間を着工し、同年八月に白河・福島間を着工した。そして前述のように同二十年七月十六日、黒磯・郡山間が開通した。東京・青森間の約七四〇キロメートル全通は、明治二十四年（一八九一）九月一日のことである。

建設着工に先立ち、白河矢吹間は現線路のほか、白河から阿武隈川岸をくだり、泉崎村閑平から泉川に沿って中畠を通るルートの案もあり、泉川ぞいに測量の杭打ちがなされたとも伝えられている。

明治二十年七月十六日の開業当日を、白河町藤田新次郎は日記に次のように書いている。

明治二十年七月十六日晴。

「此日白河鉄道線路停車場開業ニ付 市中ニハ国旗ヲ掲ゲ 又近在ヨリ見物人熱闘セリ烟火・手踊り等アリ」（『藤田新次郎日記』下）

矢吹停車場の開業も、おそらくはじめて見る汽車に驚き、見物人も押しかけ、町をあげて祝つたであろうと想像される。

また同日記に乗車の感想を次の通り書いている。

「震動が烈しいので（乗客）は吐瀉する者多く 車中は塵埃濛々 折柄の暑氣で衣袂為に汚損した」（『藤田新次郎日記』下）

矢吹駅開業当時の隣接駅は、上りが白河駅、下りが須賀川駅であった。矢吹・白河間の泉崎駅は明治二十九年に地元民の陳情によつて開設された。また久田野駅は、石材輸送の要請によつて、鉄道信号所であつたが大正九年に開設された。

明治二十年の運行ダイヤは、上り・下りとも、貨物列車一便、旅客列車二便であつた。上野駅を午前七時に発車した列車は、午後一二時四九分に白河

着、同一時二八分に矢吹駅に到着し、福島に四時二〇分に着いている。

次の下り列車の矢吹到着は午後六時五一分である。上り列車は、午前九時二一分と午後一時二五分に矢吹駅を発車した。上野・矢吹間の所要時間は六時間二八分であったが、馬車や人力車をみていた当時の人々にとつては夢のような速い乗物であった。

第30表 明治二十年日本鉄道時間表

車列り下										駅名	上野塩竈間列車運転時刻略表
福島	松本	郡	須賀	矢吹	白河	黒磯	宇都宮	上野	駅名	上野塩竈間列車運転時刻略表	
島川	松川	宮山	川吹	河磯	宇宮	上野	○×			午前発 分	
九三	八六	八三	△△七〇	七七〇	六三〇	六〇六	吾三〇	四五		二分	
四〇	六七	三三	三三七	三三五	△△六〇	二三九	二九四	一〇一		三分	
九九	八八	八八三	△七五	七七〇	六五二	六〇六	五〇六	三七		四分	
吉八	八七	大三	七五九	六二	五五〇	五〇六	三七	四〇〇		五分	
							七五			六分	
車列り上										駅名	
上野	宇都宮	黒磯	白河	矢吹	須賀	郡山	本宮	二松	福島	駅名	
着	着	着	着	着	着	着	着	着	着		
午前	四〇									午前発 分	
一〇四	六五									二分	
三五	二二〇	一〇六	九九〇	九九〇	八八〇	八三〇	△△七五	七七〇	六六〇	三分	
吉五	三六〇	二〇〇	二一〇	二一〇	二三〇	二三〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	四分	
	四三〇	三〇六	三〇七	三〇七	三〇七	三〇七	三〇七	三〇七	三〇七	五分	
										六分	

表中一二三四八旅客列車、●ハ貨物列車、△ハ上下列車行合フ所、×ハ着車□ハ発車ノ時間ナリ、時間は分。

第31表 運賃表

旅客賃金表	上等	中等	下等
宇都宮白河間	二・四三	一・三三	一・二二
白河矢吹間	一・四七	一・三三	一・二二
矢吹須賀川間	一・四七	一・三三	一・二二
須賀川郡山間	一・四七	一・三三	一・二二
郡山本宮間	一・四七	一・三三	一・二二
本宮二本松間	一・四七	一・三三	一・二二
二本松松川間	一・四七	一・三三	一・二二
松川福島間	一・四七	一・三三	一・二二

第33表 矢吹駅発送貨物種別

明治三年度
タ生木薪 バ材酒 コ糸板炭
四三二三三 トントン
米 こんにゃく 雜漆
六三云漆 トントン
明治四年度
木そ石木薪 の材板炭 皮他材
六三一 トントン
ま肥雜 酒米穀 ゆ料
六三元一 トントン
明治五年度
石木薪 麦米材板炭 材
六三一 トントン
塩網麦 干酒 魚布粉 粉ゆ
一一三 トントン

(矢吹町史 3卷資料編 II 5—105)

(矢吹町史 3卷資料編 II 5—106)

升をトントンに換算

(福島県統計書)

旅客運賃は、矢吹・白河駅間が上等二七錢、中等一八錢、下等九錢。矢吹・須賀川駅間が上等二〇錢、中等一四錢、下等七錢である。(明治二十年「日本鉄道時間表並賃金表」(第30表・第31表)。

開業當時、矢吹駅の年間の乗客数と旅客運賃収入はつぎのとおりであった。

明治三年	旅客運賃収入
四、八〇人	四、八七七円九錢

明治四年	旅客運賃収入
三、四五人	二、三三九円

その後、年を追うごとに利用者はふえている(『矢吹町史』3卷資料)。発着の貨物量も年々ふえているが、とくに発送貨物が多く、木材・薪炭・穀物の順になつていている(『矢吹町史』3卷資料)。

地域の産業を知る上でも参考になるので、発送貨物の重量順にベストテンをあげると第33表のようになつていている。

(県統計書)

その後の変遷　日清・日露戦争をへて私鉄乱設の傾向と、戦時輸送の統一性など鉄道運営、交通機関の国家掌握が問題となり、明治三十九年（一九〇六）「鉄道国有法」が公布され、重要幹線から国に買収された。それによつて明治三十九年十一月一日、矢吹駅は鉄道作業局宇都宮営業事務所の管轄となる。その後、官制の改正がくり返され、帝国鉄道厅（明治四十年四月一日）・鉄道院（明治四十二年十二月五日）・鉄道省（大正九年五月十五日）となり、昭和二十四年（一九四九）公共企業体となり、日本国有鉄道となる（『矢吹町史』<sup>3</sup>卷、資料編II 5—440）。その間東部鉄道局・仙台鉄道局などの管轄下にはいる。

矢吹駅の開設は、三神・中畠・信夫・大屋・滑津などの周辺の村々への求心力を強め、矢吹村（町）が街道の一宿駅から大きく変化し、中核的集落となる源となつた。

とくに御狹場開設は矢吹駅の利用をふやし、新しい文化の窓口ともなつた。

#### （四）郵便制度と電信・電話

**郵便取扱所**　郵便制度は、全国的組織を必要とするものであつたから、その制度の確立は容易でなかつた。明治維新後もしばらくの間は従来の宿駅制による「継飛脚」と「町飛脚」にたよるしかなかつた。

しかし、ようやく世の中がおさまり、往来の自由、商取引の自由・官制の諸改正などによつて商業通信や公用通信が増加すると、町飛脚の改善が必要になつてくる。

明治三年（一八七〇）民部省駅逓司は、郵便を官営とし、全国的組織にする方針をたて、「郵便の父」前島密を歐米の近代の郵便制度を学ばせるため派遣し、一方「国内一般郵便被開取調」のため官吏を巡回させ、各県の専任「郵便係」と協議して、各宿駅ごとに郵便取扱所・取扱人を定める準備に入った。

これらの動きに対して当然全国の飛脚と飛脚問屋は対応しなければならず、合併して陸運元会社をつくるようになつたことは、（二）交通の発達と道路の整備で述べたとおりである。

当時、矢吹村は磐前県に属していた。磐前県の巡回は明治五年（一八七二）四月であった。

磐前県の郵便係は山本通元・宮崎政和の両名で、「磐前縣日誌」(県庁文書)によると、駅逓寮(明治四年八月駅逓司を改称)より派遣の巡回掛の小田直方は、山本通元と磐前県の県境・関田駅(いわき市勿来)で会い、一方巡回掛都筑良介は宮崎政和と同年四月一日前後に矢吹駅で会い、郵便開始の打合せをしている(史=福島県)。

第34表 国内郵便料金の移り変り

おそらく、この直後に取扱人が選任されて郵便開始にそなえられたのであろう。郵便取扱所については巡回掛口達の中に「郵便御用取扱所ハ取扱人自宅或ハ他日陸運会社ト成ルヘキ見込之場所ヲ相用候様致シ度事」とあり（『福島県史』15卷）、陸運会社の継立所などを当初は兼ねることを考えたのであろう。

官営の郵便が開始されたのは、明治四年三月一日東京・横浜間、いわゆる東海道がはじめてであった。さらに全国に拡大し開始されたのは明治五年七月一日である。ここに全国均一料金（明治六年三月十日より）・郵便料前払い（切手）の近代的な郵便システムが開始されることになつた。

矢吹の宿駅にも矢吹村東側六〇番地に福島駅  
透出張局所管の矢吹駅郵便取扱所が設置され、

横川榮二

明治十六年三月廿二日  
補四等郵便取扱役  
横川榮二

郵便取扱役辞令（本町 横川清藏）

郵便局と  
業務拡張

明治六年五月に、一等から四等までの「郵便役所」が生まれる  
が、それは白河・須賀川・郡山などに限られ、ほかは從来と同  
じく郵便取扱所であった。

明治八年（一八七五）一月一日から郵便取扱所は「五等郵便局」になり、それ以後は郵便局の名称で現在に至っている。

明治七年に国内で使用する郵便消印を統一した。矢吹は「ヤ一六〇号」で、明治十二年に日付印で消印するようになるまで使用している。

中畠村には、明治七年に郵便取扱所（取扱人岡崎長三郎）が設けられ、同十六年（一八八三）九月二十八日廃止される  
まで中畠・中野目・滑津・川原田・関和久を受け持った。

明治十六年三月二十一日、矢吹郵便局は取扱役（局長・從來の取扱人を改称）が運送業者横川榮二にかわり、局も横川の自宅矢吹村西側六六番地に移転し、四等郵便局となつた（『矢吹町史』3巻 資料編Ⅱ 5—449）。

明治十八年九月二十一日より貯金の取扱いがはじめられ、同十九年三月二十五日には等級の改正で三等郵便局となつた。

福島県では、明治十年より貯金の取扱いをはじめたが、貯金の首字記号に「た」が割当てられ、いろはの順に割当てたので一番目に貯金をはじめることになる。矢吹郵便局の首字記号は「たいせ」であった（現在はコンピューター導入により一八二〇五六の番号となる）。

明治二十三年（一八九〇）十二月八日より通常為替、同二十五年八月一日より小為替、同二十六年六月一、日より小包

同日より営業を開始した。取扱人は会田源七郎、管轄区域は、矢吹・信夫・川崎・  
関平・吉子川・滑津・中畠・三神の村々であった（明治四十一年より信夫、川崎、  
関平は泉崎局に編入）。

第35表 矢吹郵便局明治四十三年度取扱高(『郷土誌』)

郵便物引受ノ部		書状	
新聞雑誌	通常ハガキ	三、九九	書籍類
私製ハガキ	六、〇五	二〇、〇五	広告郵便
封緘ハガキ	一四	一四	業務用書類
計	六、三三	一〇、三四	本
無農産物種子料	三、三三	三、三三	書籍類
見本	九、七〇	二、五五	広告郵便
計	六、三三	一〇、三四	業務用書類
郵便物配達ノ部		書類表記	
総計	一五、一〇	一五、一〇	通

小包郵便		種別	引受数	配達数
代金	書	普	六六	一、四〇五
引替	金	通	二六	一、三五
計	書	普	六六	一、四〇五
留	金	通	二六	一、三五
計	書	普	六六	一、四〇五
振出口数	一、九〇	払渡口数	一、三五	一、八七
同金	三〇、三〇、七五	同金	三、三三、八	三〇
金高	三〇、三〇、七五	金高	三、三三、八	三〇

替	振出口数	一、九〇	払渡口数	一、三五
同	金高	三〇、三〇、七五	同金	三、三三、八
金	高	三〇、三〇、七五	高	三、三三、八
金	高	三〇、三〇、七五	高	三、三三、八
金	高	三〇、三〇、七五	高	三、三三、八

飛行 同  
二時間 旧暦一時 五里 三貫目持  
四里半 三貫五百目持

郵便脚夫之早サ並行李目方之定

急行 同  
二時間 旧暦一時 四里 四貫目持  
三里半 四貫五百目持

(史福島県)

郵便物の遞送は、脚夫が郵便行李を担ぎ棒でかつて走り、これを飛行といった。飛行は二時間で三里(一二キロメートル)が規準とされたが、明治六年三月に改正され、行李の目方に応じて次のようになった。

旧三神村では、昭和三年(一九二八)二月一日、三城目字下町三三番地に三神郵便取扱所が設置され、(取扱人丹内理二)同七年七月一日三等郵便局に改称されている(『矢吹町史』3卷)。

中畠村では昭和十三年(一九三八)十月二十六日、特定郵便局として本村に設置された(局長岡崎憲太郎)(『矢吹町史』3卷)。

明治二十五年(一八九二)一月二十六日より局長が会田嘉助になり、会田の自宅矢吹町西側四七番地に移転した。会田は大正十五年(一九二六)まで在任し、その間局

など業務の拡張がはかられた(『矢吹町史』5卷)。

資料編II 5-454

路線は、本線（本道）が陸羽道中で、白河→矢吹→須賀川→郡山→一本松→福島→桑折→と東京・函館間が結ばれ、白河は分岐点になり、棚倉・長沼・若松・新潟など枝線（枝道）に分れた。

やがて白河の郵便局長常盤条太郎が、白河・福島間を郵便馬車で郵便物通送を請負った。明治十七年十二月十七日から、鉄道の開通する明治二十年七月までであるが、（二）交通の発達と道路の整備で述べたとおりである。個別の各戸配達夫は各局ごとの雇用で徒步で受持区域を一日一回～二回配達した。

**電信・電話の開通**　明治七年（一八七四）七月白河郵便役所（局）に、電信局が設置された。同月二十日第一信が通信されるが、これは東北地方における電信第一号であった。

矢吹に電信・電話が開通するのはずっと後のことになる。明治四十三年（一九一〇）矢吹町は電信架設費として一四〇円を寄付することを決定している（『矢吹町史』3巻5—四五二）。したがって、このころ電信の架設の話が出ていたのである。矢吹郵便局に電信・電話が架設されたのは大正四年（一九一五）三月十一日で、電信は翌十二日より電報取扱いを開始し、矢吹町・中畠・三神・川崎・信夫の各村と、吉子川・広戸・鏡石の各村の一部を受持ち区域としている。

電話の一般開通はおくれて大正十二年（一九二三）矢吹町特設電話組合が生まれ（『矢吹町史』3巻5—四五二）、組合長藤田吉郎をはじめ八〇名の申込みがあったが四〇名だけ認可され、関東大震災後の資材不足などもあったが、ようやく、同十三年二月十一日に開通した。この時の加入地域は大字矢吹の陳場、一本木小池下・大池・宮の前を除く地域と大字中畠新田の八幡原を除く地域、それに大字大和久字大和内だけで、市外通話は白河と棚倉だけであった。その後電話網はだんだん広がり、中畠村の一部、三神村の一部、鏡石村の一部、広戸村の一部も矢吹局扱いとなる。

三神郵便局で電信・電話を取扱ったのは昭和十年六月二十日、中畠郵便局はそれよりおくれて、昭和二十三年九月二十三日である。

（金子誠三・藤田正雄）